

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月27日
【会社名】	ラクスル株式会社
【英訳名】	RAKSUL INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 松本 恭攝
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6632-9048（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永見 世央
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6632-9048（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永見 世央
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,975,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 11,829,860,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,298,940,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照下さい。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	2,500,000（注）3	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成30年4月27日開催の取締役会決議によっております。

- 2．当社は、平成30年4月27日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3．発行数については、平成30年5月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

- 4．「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

- 5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年5月23日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年5月15日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	2,500,000	2,975,000,000	1,750,000,000
計（総発行株式）	2,500,000	2,975,000,000	1,750,000,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,500円）の平均価格（1,400円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,500円）の平均価格（1,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は3,500,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成30年5月24日(木) 至 平成30年5月29日(火)	未定 (注)4	平成30年5月30日(水)

(注)1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年5月15日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年5月23日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成30年5月15日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年5月23日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成30年4月27日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年5月23日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年5月31日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年5月16日から平成30年5月22日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目17番5号

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年5月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		2,500,000	

（注）1．引受株式数は、平成30年5月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2．上記引受人と発行価格決定日（平成30年5月23日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,500,000,000	26,000,000	3,474,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,500円）の平均価格（1,400円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年5月15日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額3,474百万円については、広告宣伝費、新規サービスの開発に係る人件費及びシステム外注費等、人材採用費及び人件費等に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

印刷のシェアリングプラットフォームである「ラクスル」（注）に登録する新規ユーザーを獲得するための広告宣伝費の一部として2,618百万円（平成30年7月期：820百万円、平成31年7月期：898百万円、平成32年7月期：900百万円）

物流のシェアリングプラットフォームである「ハコベル」（注）を含む新規サービスの開発に係る人件費及びシステム外注費等の一部として340百万円（平成30年7月期：80百万円、平成31年7月期：100百万円、平成32年7月期：160百万円）

人材基盤を拡張するための人材採用費、人件費及び人材育成費の一部として280百万円（平成30年7月期：90百万円、平成31年7月期：90百万円、平成32年7月期：100百万円）

なお、上記使途以外の残額は将来における当社サービスの成長に寄与する支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 事業内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年5月23日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	8,449,900	11,829,860,000	<p>東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 1,381,700株</p> <p>102 University Ave., Suite 1A Palo Alto, CA94301, USA WiL Fund I, L.P. 1,323,900株</p> <p>東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 962,600株</p> <p>東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ1号投資事業組合 958,500株</p> <p>東京都港区 松本 恭攝 700,000株</p> <p>東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル3階 AT-1投資事業有限責任組合 517,200株</p> <p>東京都千代田区大手町一丁目9番6号 株式会社日本政策投資銀行 478,300株</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 450,000株</p> <p>東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合 388,600株</p> <p>東京都港区東新橋一丁目8番1号 電通デジタル投資事業有限責任組合 332,300株</p>

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	ブックビルディング 方式	8,449,900	11,829,860,000	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号 尾 山台駅前ビル4階 ANRI 1号投資事業有限責任組合 259,800株
				東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山 ビル西館7階 Global Catalyst Partners Japan投資事業 有限責任組合 195,200株
				東京都世田谷区等々力四丁目1番1号 尾 山台駅前ビル4階 ANRI 2号投資事業有限責任組合 172,400株
				東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX12階 株式会社リンクアンドモチベーション 103,500株
				東京都渋谷区 永見 世央 80,000株
				東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動 産渋谷ファーストタワー 株式会社ミクシィ 54,000株
				東京都港区赤坂一丁目11番44号 エムスリー株式会社 32,000株
				東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアン タワー GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任 組合 29,900株
				神奈川県藤沢市 利根川 裕太 20,000株
				東京都武蔵野市 古田 英之 10,000株
計(総売出株式)		8,449,900	11,829,860,000	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されて
おります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式8,449,900株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じ
て、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売
（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。
上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株
数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定でありま
す。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状
況等を勘案した上で、売出価格決定日（平成30年5月23日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引
受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売
出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始
される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一
であります。

4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,500円）の平均価格（1,400円）で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成30年 5月24日(木) 至 平成30年 5月29日(火)	100	未定 (注)2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注)3

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年5月23日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成30年5月23日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成30年5月31日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	1,642,100	2,298,940,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)		1,642,100	2,298,940,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年5月31日から平成30年6月28日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,300円～1,500円）の平均価格（1,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 5月24日(木) 至 平成30年 5月29日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成30年5月23日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成30年5月31日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1．東京証券取引所マザーズへの上場について**

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」と総称する。）として、平成30年5月31日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2．本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

（注） 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（平成30年5月23日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

（注） 1．海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2．海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

（注） 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
また、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日
平成30年5月31日（木）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社（以下、「事務幹事会社」という。）が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、事務幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成30年6月28日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、事務幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年6月28日までの間、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、事務幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、事務幹事会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ当社株主の松本恭攝、株式会社日本政策投資銀行、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、WiL Fund I, L.P.、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、永見世央、株式会社リンクアンドモチベーション、利根川裕太、株式会社ミクシィ、エムスリー株式会社及び古田英之、並びに当社の株主である株式会社オプトホールディング、日本生命保険相互会社、梅田裕真、福島広造、田部正樹、ヤマトホールディングス株式会社、田口弘、泉雄介、守屋実及び佐俣安理は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成30年11月26日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を共同主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する松本恭攝、永見世央、福島広造、田部正樹、泉雄介、守屋実、山下雄太、田島裕也、西田真之介、朝倉祐介、宮武晋也、安井一浩、有澤高介、仲田雄也、狭間健志、水島壮太、手塚裕亮、森泰彦、吉岡渉、森尚美、渡邊恭平及びその他38名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成30年8月28日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等（ただし、新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、共同主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。また、当社の新株予約権を保有する電通ストラテジック・パートナーズ株式会社は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成30年11月26日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成30年11月26日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。



上記180日間又は90日間のロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク  を、裏表紙に  を記載いたします。
- (2) 表紙に当社の企業ビジョンである「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」を記載いたします。
- (3) 表紙の次に「Our Vision」をカラー印刷したものを記載いたします。
- (4) 表紙の次に「事業の概要」～「業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

Our Vision

仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる

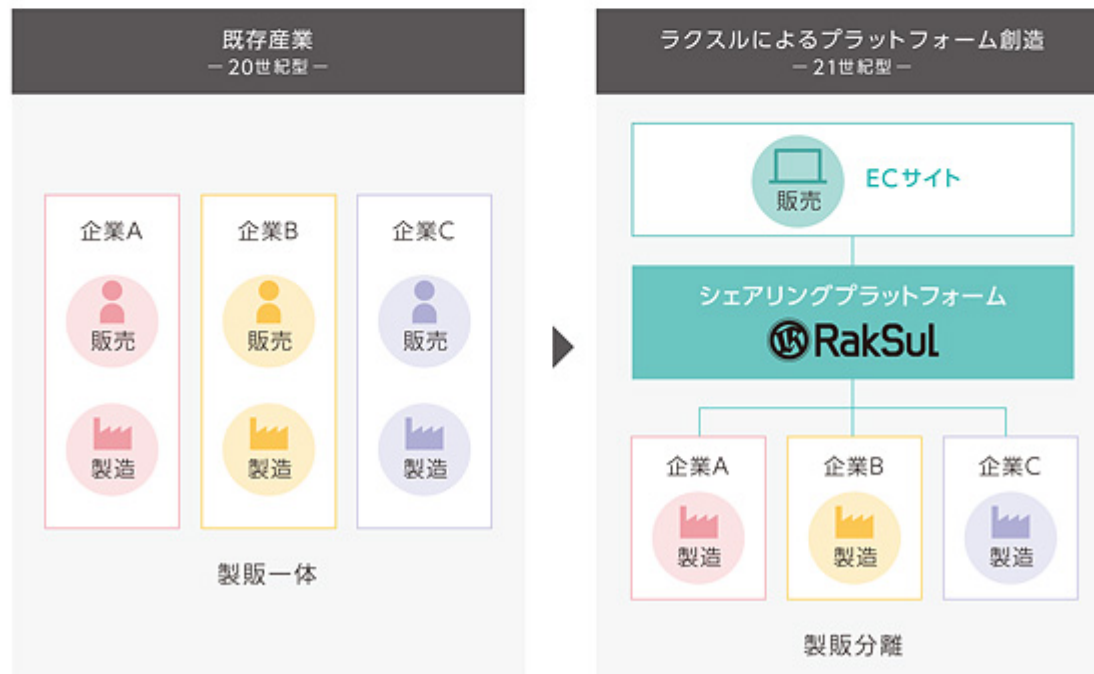
デジタル化が進んでいない伝統的な産業に、インターネットを持ち込み、
産業構造を変え、より良い世界を実現する。

印刷、物流 — 産業ごとのシェアリングプラットフォームを創出

20世紀型の産業を、21世紀の産業モデルにアップデートする

印刷や物流をはじめとする20世紀に築かれた産業は、資本を持つ大企業が莫大な費用を投じて製造設備を購入し、その製造キャパシティを営業が販売し、過剰に販売した部分を繋がりのある下請けに回すといった、大企業を頂点とする多重下請けのピラミッド型の産業構造を作り上げました。当社は、この多重下請け構造下にある中小印刷会社や中小運送会社をインターネットで結びつけ、仮想的に巨大な供給キャパシティを持ち、Eコマースサ

イトを通じて直接発注者と繋げるシェアリングプラットフォームを創出しました。大企業が製造から販売まで垂直的にすべてを持ち、多重下請け構造を生み出す20世紀型の産業から、製造と販売を分離し、プラットフォームによって水平的に統合することにより、売り手にとっても買い手にとってもメリットの大きな21世紀型の産業のあり方を作っていきます。



事業の概要

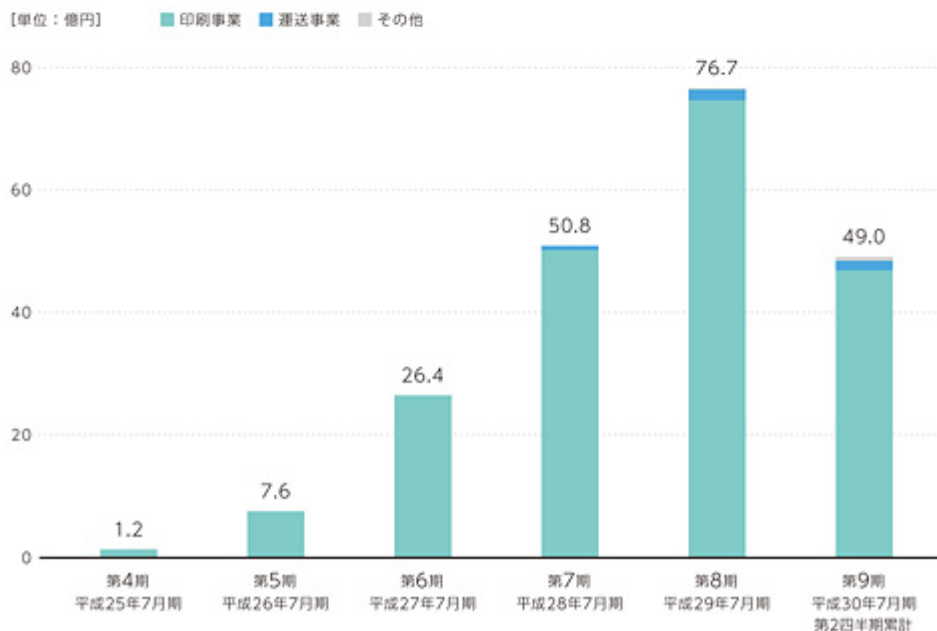


印刷のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」は、インターネット上で名刺やチラシ、ポスターやカタログといった印刷物を販売しています。お客様がウェブサイト上で部数や納期などを選び、印刷データをアップロードします。その後、当社は印刷データを印刷に適したデータに加工し、提携印刷会社へ印刷を委託します。印刷会社は印刷をし、直接お客様へ品物をお届けします。当社で印刷工場を持つことなく、印刷会社の空き時間を活用し、低価格で印刷サービスを提供しています。



物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」は、インターネット上で運送会社のドライバーと荷物を送りたいお客様をマッチングします。お客様がパソコンやスマートフォンから「ハコベル」のウェブサイトを通じて依頼すると、その情報が「ハコベル」に登録したドライバーのスマートフォンに届きます。その中で条件が合うドライバーが受注し、依頼時間にトラックで向かい、荷物を積んで、配送先にお届けします。ドライバーの空いた時間を活用し、お客様に低価格かつオンデマンドの配送サービスを提供しています。

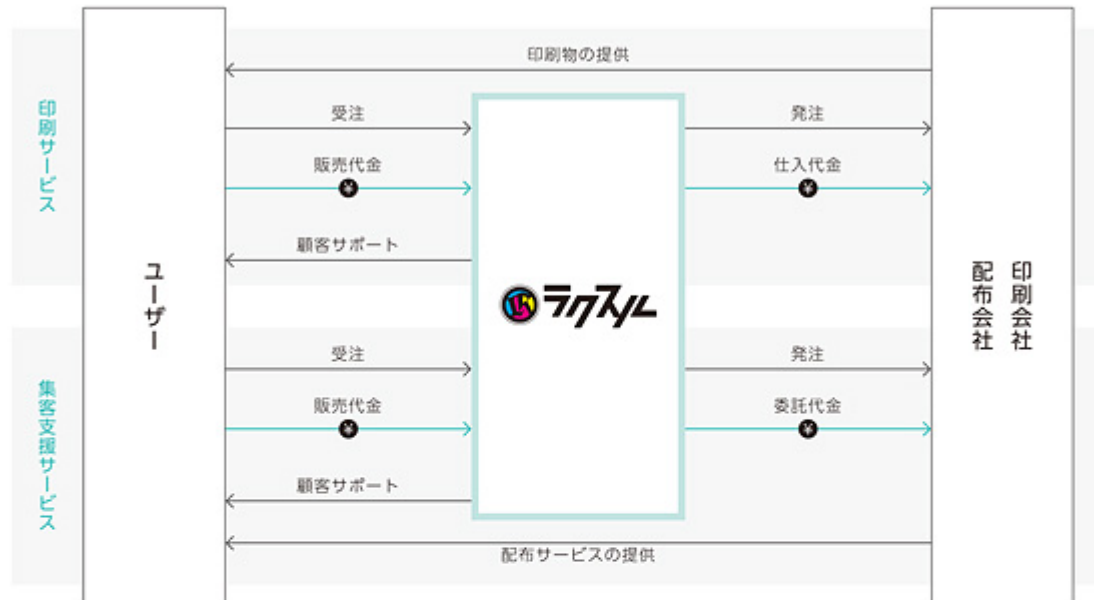
■ 売上高の推移



「ラクスル」事業の内容

「ラクスル」には、印刷サービスと、新聞折込やポスティングなどチラシを配布する集客支援サービスがあります。商品・仕様・納期に応じて当社が設定した価格でお客様に印刷物や配布サービスを販売し、対価を得ます。印刷会社・配布会社へは事前に合意した仕入価格で委託を行います。仕入価格は一定期間固定ですが、随時見直しが発生します。また、販売価格と仕入価格は直接的な連動はありません。

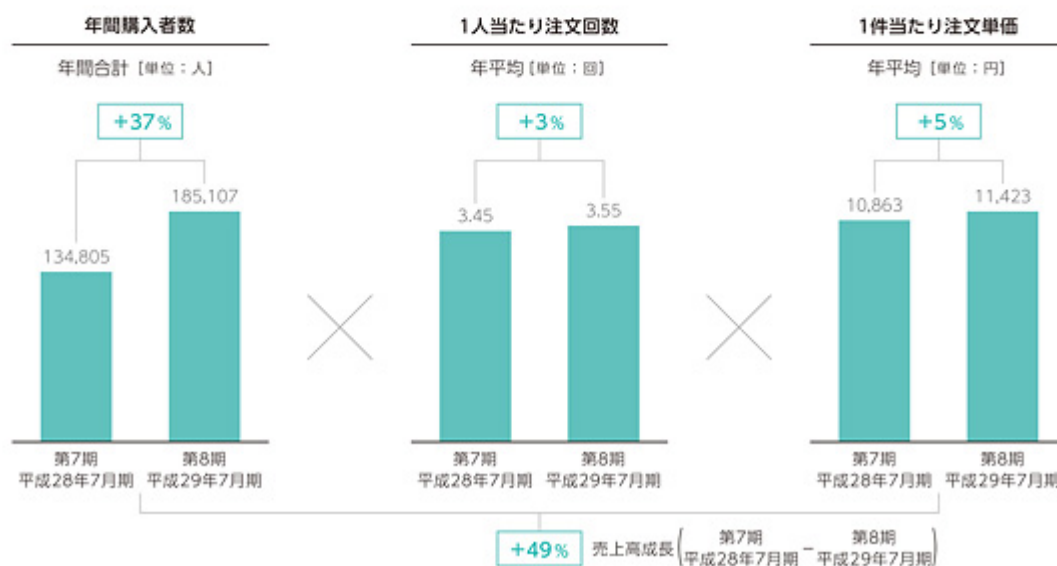
■ 事業系統図



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

■ 収益構造

高い定着性を有する顧客基盤がもたらす安定的な収益基盤



■ サービスについて

1 シェアリングによる仮想印刷工場

当社は印刷サービスをご提供していますが、印刷工場を所有していません。全国の中小印刷会社をシェアリングプラットフォームで統合し、各印刷工場の空いた時間を活用し印刷を行っています。印刷業は装置産業で、印刷機の稼働率による収益影響が大きいですが、業界全体では稼働率が低いのが現状です。中小の印刷会社は当社の印刷を請け負うことで印刷機の稼働率が向上し、

収益が向上します。

当社は印刷という装置産業において、シェアリングによる仮想印刷工場を作ることにより、設備投資を行わずにスケール可能な資本効率の高いビジネス展開を実現しました。また、工場投資が不要なため、生産キャパシティの拡張をスピーディーに行うことができ、売上の急成長にも耐えられる生産体制を構築しております。



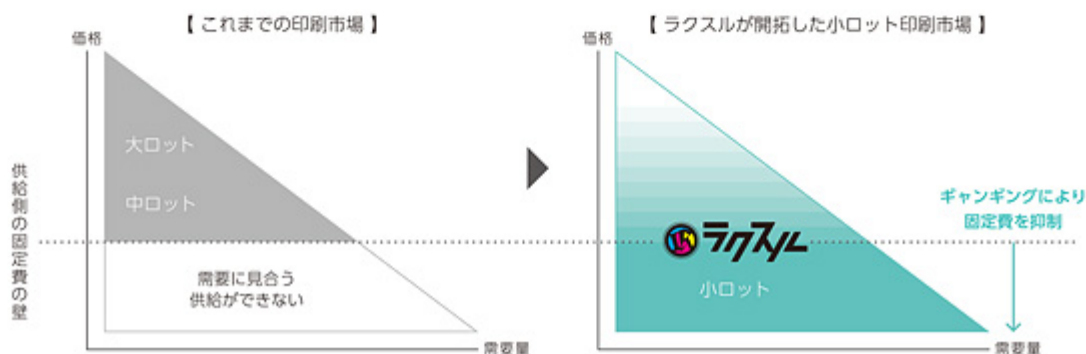
2 高い競争力を持つ小ロット印刷

当社は一般の印刷会社に比べ、小部数(小ロット)の印刷を低価格でご提供しています。それは、「ギャンギング(多面付け印刷)」を行うことで一般的な印刷会社に比べ大幅なコストダウンを実現しているためです。

当社はインターネットで全国から毎日数千の注文を受注しており、同じ紙質・同じ部数の注文を多く抱えています。そのため1つの印刷用版で複数のお客様の印刷物

をまとめて印刷することが可能になり、製版コストを複数社で按分し、1社あたりのコストを大幅に下げることが可能となっております。特に固定費の比率が高い小ロットの印刷物は既存の印刷会社に比べ競争力の高い価格でご提供できるようになり、小ロット・低価格という新しい印刷市場を生み出しました。

新たな小ロット・低価格印刷市場の創出



3 集客支援サービスによる顧客の本質的課題解決

「ラクスル」の大きな特長は、印刷に限らず、中小企業・個人事業主が多い「ラクスル」のお客様の集客活動（マーケティング活動）を支援する点にあります。印刷したチラシを、新聞折込として配布する、ポスティングチラシとして配布する、お客様の持つ顧客名簿にダイレクトメールとして送るといった配布の手配までをオンライン上で手軽に行うことができます。例えば、新聞折込やポスティングは、当社のウェブサイト上で、オンラインの地図上からチラシを配布したい地域と配布希望日を選択すると、自動的に配布枚数と料金が算出されるようになっており、パソコンの操作が苦手な人でも直感的な操作で注文することができます。新聞折込は、新聞の銘柄を指定することも可能です。既存の広告代理店では数百枚程度の小ロットの配布の場合、単価が低すぎるために営業のコ

ストを回収できず、対応は難しいとされてきました。当社は、ほとんどすべてのプロセスをEコマース化することで営業費用をなくし、小ロットでも低単価で配布できるようにしました。これにより、これまで予算がなく新聞折込やポスティングを使えなかった、中小企業・個人事業主のマーケティング活動を可能にしました。



— 「ラクスル」事業の強みについて —

古い産業に最新のテクノロジーを導入



当社は、最新のテクノロジーを用いてサービス開発を行い、印刷や新聞折込、ポスティングといった古い産業をデジタルで効率化しています。例えば、印刷物の入稿データを印刷に適したデータかどうかチェックして変換する工程では、人が行うと数時間かかるものが、当社開発のシステムによって自動化し、即時に最適なデータに変換できるようになりました。

R&Dの内製化による継続的な利益改善



シェアリングによる生産の一方で、R&D工場と位置付ける一部の印刷会社には当社が購入した印刷機を設置し、生産改善のノウハウを自ら獲得しています。最適なライン配置や印刷工程での改善ノウハウを得て、そのノウハウを各提携印刷会社に移転し、売上原価を低減し、顧客還元と当社及び提携印刷会社の利益率を継続的に高めています。

集客支援サービスを通じた高い成長性

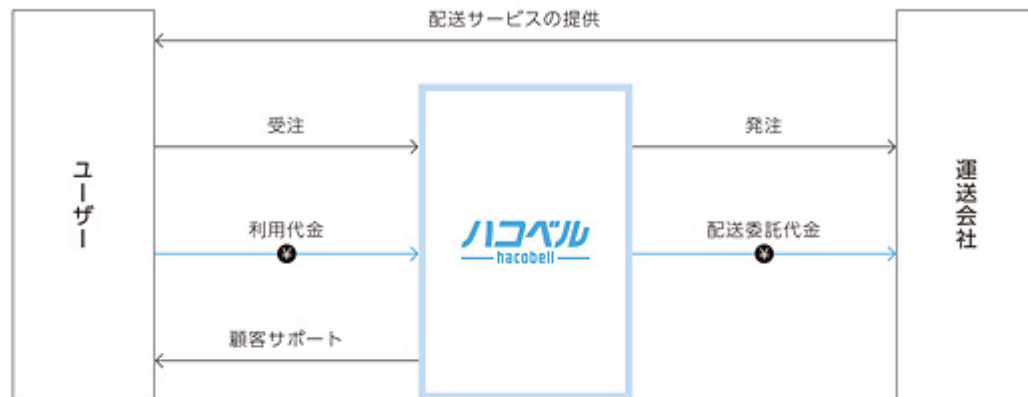


新聞折込やポスティング等の集客支援サービスは、お客様の広告予算を対象としております。印刷費よりも大きな予算となるため、集客支援サービスをご利用頂くお客様の購入単価は、印刷商品のみのご購入に比べ7倍以上となっております。また、他の印刷物の購入と併せてご利用頂くことにより注文件数の増加やリピート率の上昇等につながっております。

「ハコベル」事業の内容

「ハコベル」は、運送会社のドライバーと荷物を送りたいお客様をマッチングします。車種と配送距離によって当社が設定した価格でお客様から利用代金が支払われ、運送会社へは、事前に合意した価格で配送委託を行います。トラックに積載できる範囲であればどれだけ荷物を積んでも一律の料金です。

■ 事業系統図



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

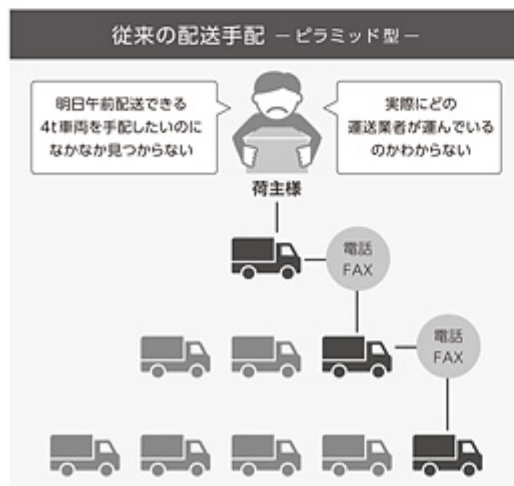
■ 事業特徴

1 シェアリングによる物流ネットワーク

「ハコベル」は多重下請け構造にあるトラック物流業界で、多重下請け構造下の中小、個人の運送事業者をインターネットでネットワークし、荷主と直接繋ぐプラットフォームです。ドライバーの空き時間で配送する仕組みにより、ドライバー不足やドライバーの待遇改善など、日本が抱える物流危機を解決する取り組みの一つとしても注目されています。

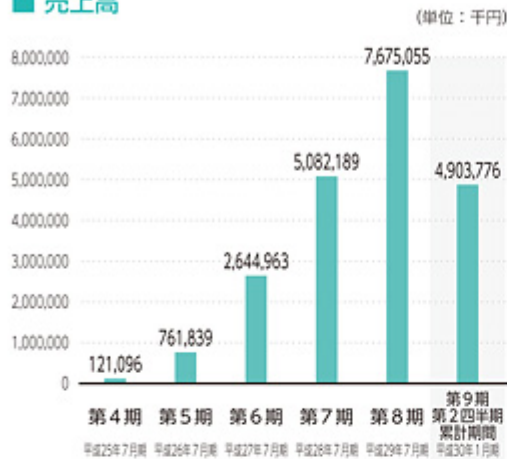
2 プロセス管理のデジタル化

「ハコベル」では荷主とドライバー間のやり取りをすべてWebやスマートフォンのアプリで行います。トラックの手配、案件の管理、請求書のやり取りなどこれまで電話やFAXを使い、紙や表計算ソフトで管理していたものをすべてデジタル化しました。手間を大幅に削減できることで運送会社やドライバーの生産性が向上し、またコミュニケーションミスも減少します。

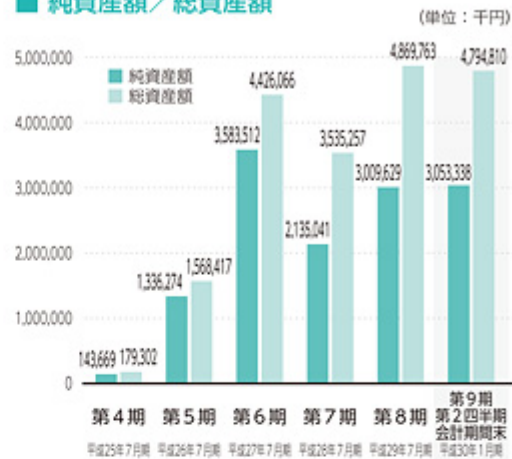


業績等の推移

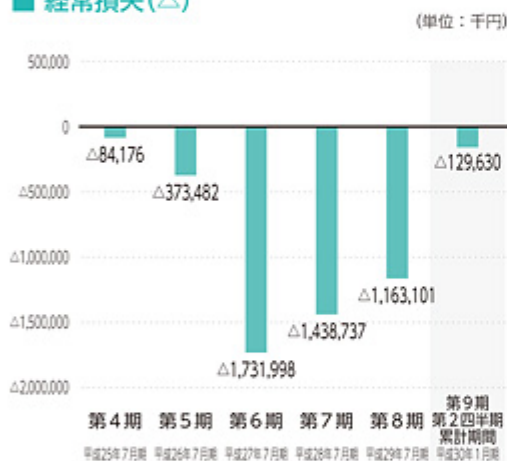
売上高



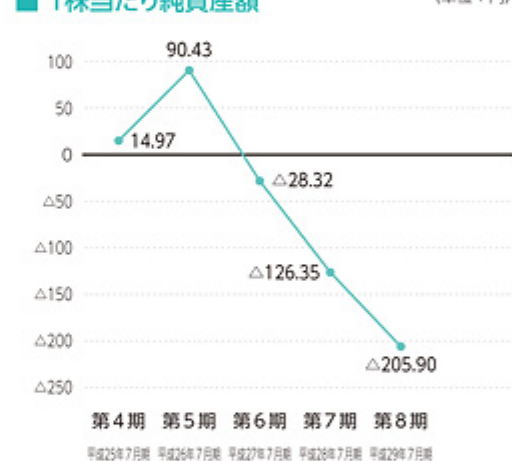
純資産額／総資産額



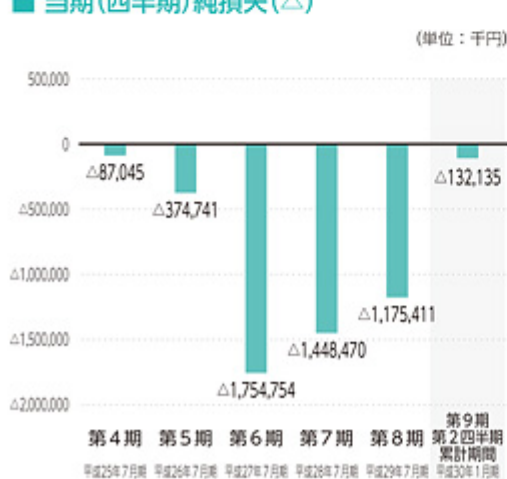
経常損失(△)



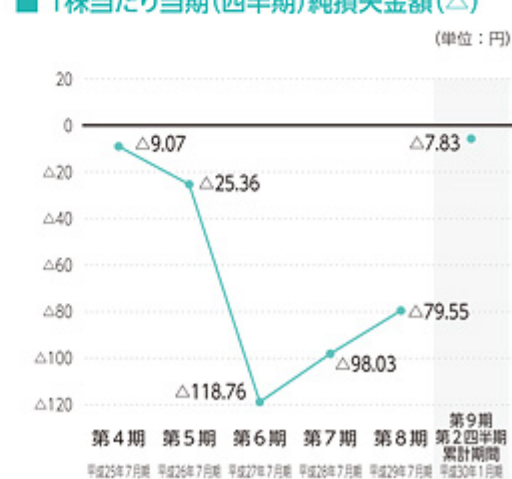
1株当たり純資産額



当期(四半期)純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)



【注】当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)」の各グラフでは、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
売上高	(千円)	121,096	761,839	2,644,963	5,082,189	7,675,055
経常損失()	(千円)	84,176	373,482	1,731,998	1,438,737	1,163,101
当期純損失()	(千円)	87,045	374,741	1,754,754	1,448,470	1,175,411
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	137,002	920,687	2,920,556	2,920,556	100,000
発行済株式総数						
普通株式	(株)	95,940	147,759	147,759	147,759	147,759
A種優先株式		-	-	68,961	68,961	68,961
B種優先株式		-	-	-	-	25,000
純資産額	(千円)	143,669	1,336,274	3,583,512	2,135,041	3,009,629
総資産額	(千円)	179,302	1,568,417	4,426,066	3,535,257	4,869,763
1株当たり純資産額	(円)	1,497.10	9,043.36	2,832.43	126.35	205.90
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額	(円)	907.29	2,536.17	11,875.79	98.03	79.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	80.1	85.2	81.0	60.4	61.8
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	1,315,534	974,789
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	561,007	113,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	362,132	2,268,954
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	-	1,844,908	3,025,445
従業員数	(人)	11	27	48	64	118
(外、平均臨時雇用者数)		(13)	(34)	(20)	(31)	(46)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期及び第8期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。第4期、第5期及び第6期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第4期、第5期及び第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期の数値につきましては、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は受けておりません。
12. 平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（ ）を算定しております。
13. 当社は平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（ の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
1株当たり純資産額 (円)	14.97	90.43	28.32	126.35	205.90
1株当たり当期純損失金額 () (円)	9.07	25.36	118.76	98.03	79.55
潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

年月	事項
平成21年9月	印刷の新しい発注の仕組み作りを目的としてTectonics株式会社を設立
平成22年1月	社名をラクスル株式会社に変更
平成22年4月	印刷通販の価格比較サービスサイト「印刷比較.com」の運営を開始
平成22年8月	業務拡張のため本社を東京都港区海岸へ移転
平成22年9月	「印刷比較.com」を「ラクスル」に名称変更・サイトリニューアル
平成23年3月	業務拡張のため本社を東京都港区田町へ移転
平成23年11月	「ラクスル」をサイトリニューアル
平成23年12月	業務拡張のため本社を東京都港区芝浦へ移転
平成25年3月	印刷のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」を開始
平成25年11月	業務拡張のため本社を東京都港区虎ノ門へ移転
平成26年6月	TVCMの放送を開始
平成27年3月	広告のプラットフォームとして集客支援サービスの提供を開始
平成27年10月	海外展開のため100%子会社としてRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD. をシンガポールに設立
平成27年11月	業務拡張のため本社を東京都品川区上大崎へ移転
平成27年12月	物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を開始
平成29年4月	京都事業所を開設
平成29年7月	ヤマトホールディングス株式会社との資本提携を実施

3【事業の内容】

当社は「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンの下、デジタル化が進んでいない伝統的な業界にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことで、当社の主な顧客である国内の企業・個人事業主の経営をより良くすることを目指し、事業を展開しております。

その主たる事業内容は、印刷事業（印刷・集客支援のシェアリングプラットフォームである「ラクスル」）及び運送事業（物流のシェアリングプラットフォームである「ハコベル」）であります。

インターネットの普及及び技術革新により、既存産業におけるサプライヤー（当社の場合、印刷事業における提携印刷会社や配布会社及び運送事業における提携運送会社）を統合するコストが大幅に低下しました。当社は、産業ごとにプラットフォームを創出することで、1社が全ての製造及び販売機能を持つのではなく、サプライヤーと顧客の需給を効率良く結び付ける産業形態の在り方を提示したいと考えております。

当社の各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。なお、以下に示す事業区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（1）印刷事業

当社の主たる事業であります印刷事業について、印刷業界全体の市場規模は5.5兆円（注1）と大きなものであります。市場に約2万5,000社（注2）のもの中小印刷会社が存在しており、供給過多になっているため、印刷機の実際の稼働率は低い水準にあると当社では考えております。また、印刷機によって印刷できる印刷物が異なるため、自社で刷れないものは他の印刷会社に依頼するという“まわし仕事”が発生しております。

当社は、現状非効率な印刷業界にとってより良いビジネス環境をつくりたいと考え、インターネットを使って全国の顧客から印刷の注文を集め、その注文を当社がネットワークとして築いている印刷会社に発注し、印刷機の非稼働時間を使って印刷をする仕組みを開発、提供しております。具体的には、まず、顧客が「ラクスル」のウェブサイト上で印刷物の部数や納期等を選び、印刷データをアップロードします。その後、当社は印刷データを印刷に適したデータに加工し、提携印刷会社へ印刷を委託します。印刷会社は当社から受領した印刷データを印刷後、直接顧客へ品物をお届けします。当社との取引を通して、提携印刷会社の印刷機の稼働率の向上を図り、印刷会社の経営にも資する形での事業展開を実施しております。なお、現状国内の印刷EC市場は約920億円程度（注3）の規模であると言われております。

また、当社は印刷事業の海外展開の一環で、当社の100%子会社であるRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.を通じて、インドネシア及びインドにおいて現地の印刷EC企業に対するベンチャー投資を行っております。

加えて当社は、ネット印刷の事業を基軸に、印刷物のデザインサービスや、印刷したチラシの新聞折込・ポストイングといった、狭商圏内での“集客支援のワンストップサービス”を提供しております。新聞折込やポストイングは、当社のウェブサイト上で、オンラインの地図上からチラシを配布したい地域と配布希望日を選択すると、自動的に配布枚数と料金が算出され注文することが可能となっております。既存の広告代理店では数百枚程度の小ロットのチラシの配布の場合、単価が低すぎるために営業のコストを回収できず、対応は難しいとされてきました。当社はほとんどのプロセスをEC化することで人件費を中心とした営業費用をなくし、小ロットでも低単価で配布できる体制を築いております。結果として、これまで予算が足りず新聞折込やポストイングを使えなかった中小企業・個人事業主のマーケティング活動を可能にしました。また、更なる顧客の利便性を目的として広告枠の販売（地方局のTVCMや駅貼りポスター）の提供を始めております。

インターネットの力で新しい仕組みを構築する当社のサービスによって、企業・個人事業主の商売がもっとラクになり、また、人々にとってより良い世界を実現することで、中長期的に日本のGDP増加と競争力の強化に貢献していきたいと考えております。

（受発注形態）

当社は、商品の仕入販売に関しては、店舗・営業所・印刷工場を保有せず、顧客からの受注機能、受注商品の提携印刷会社への発注機能、及びコールセンターにおける顧客サポート機能のみを保有しており、受発注管理のほぼ全てをインターネットを通じて行っております。商品・仕様・納期に応じて当社が設定した価格で顧客に印刷物や配布サービスを販売し、印刷会社・配布会社へは事前に合意した仕入価格で委託を行っております。仕入価格は随時見直しを行っており、販売価格と仕入価格は直接的な連動はしていません。また、自社ホームページを通じて商品を購入する顧客の情報をデータベース化し、顧客ごとの購買特性を販売活動に反映させることを可能にする仕組みを構築しております。

顧客に対するアプローチは、電子メールによるダイレクトメールの送信、インターネットを通じた広告の掲載及びテレビ等のマス媒体広告を利用しており、各手法を組み合わせることにより新規獲得、追加販売並びに離脱防止に努めております。

（取扱商品）

取扱商品は、チラシ、冊子といった商業印刷の各種商品、名刺、封筒といった事務用印刷の各種商品を中心としております。印刷物は、各商品において紙のサイズや紙種、加工の有無等仕様が多岐に亘っております。また、集客支援サービスにおいては、新聞折込、ポスティングやダイレクトメールのほか、TVCMや駅貼りポスター等を取り扱っております。

「ラクスル」の累計ユーザー数の推移は以下のとおりであります。

	累計ユーザー数（ユーザー） （注）4
平成28年7月期	
第1四半期（10月末）	189,064
第2四半期（1月末）	218,125
第3四半期（4月末）	258,477
第4四半期（7月末）	293,690
平成29年7月期	
第1四半期（10月末）	329,546
第2四半期（1月末）	360,175
第3四半期（4月末）	405,384
第4四半期（7月末）	452,941
平成30年7月期	
第1四半期（10月末）	507,873
第2四半期（1月末）	555,050

「ラクスル」は平成25年3月にサービスを開始し、累計ユーザー数は55万ユーザー（平成30年1月末現在）を超えております。

- （注）1．経済産業省大臣官房調査統計グループ「工業統計調査 平成26年確報 産業編」（計測時点は平成26年）
 2．上記1．における「印刷・関連産業」の事業所数を記載しております（計測時点は平成26年）
 3．矢野経済研究所「2013年版 印刷通販市場の展望と戦略」における印刷通販市場の平成30年度見通し
 4．累計ユーザー数は、「ラクスル」に会員登録したユーザーの累計数であります。また、一度も発注を行ったことのない非アクティブなユーザーも含まれております。

（2）運送事業

運送事業は、荷物を送りたい顧客と運送会社のドライバーをマッチングして、インターネット上で荷物の配送予約から支払までを行うことができる物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営しております。顧客がパソコンやスマートフォンから「ハコベル」のウェブサイトを通じて依頼すると、その情報が「ハコベル」に登録したドライバーのパソコンやスマートフォンに届きます。その中で条件が合うドライバーが受注し、依頼時間にトラックで向かい、荷物を積んで、配送先にお届けします。顧客には様々な利用目的でご注文頂いておりますが、特に都市内輸送とラストマイル配送（注5）でご活用頂いております。

本サービスでは、インターネットを使って各運送会社の非稼働時間を有効活用し、低価格な配送サービスの仕組みの実現を目指しております。サービス利用後には顧客がドライバーを評価する仕組みを設け、優良ドライバーのみをネットワーク化することで、高品質のサービスを提供していく方針です。「ハコベル」は平成27年12月にサービスを開始し、登録累計ユーザー数（注6）は12,000ユーザー（平成30年1月末現在）を超えております。

「ハコベル」がターゲットとする国内の運送業界は、14兆円（注7）という巨大な市場にもかかわらず、上位数社で売上の大部分を占める状況にあると考えております。しかしながら、実際の運送は大手運送会社ではなく、40,000社以上の中小運送会社（車両数20台以下）（注8）が下支えしているという、多重下請け構造となっております。

また、車両の手配は電話・FAX等が主流で、1社1社運送会社へ連絡をして車両の空き状況を確認するという人力に頼った運用が一般的となっております。このような業界をインターネットの力で効率化・フラット化することで、新たな価値を顧客・運送会社双方に提供することを目指して、運送業界に参入しております。「ハコベル」では、荷主とドライバー間のやり取りを全てウェブサイトやスマートフォンのアプリで行います。トラックの手配、案件の伝達・管理、納品書や請求書のやり取り等、これまで電話やFAXを使い紙や表計算ソフトで管理していたものを全てデジタル化しました。

手間を大幅に削減できることで運送会社やドライバーの生産性が向上し、またコミュニケーションミスによる誤配送も減少します。

料金については、まず顧客から当社へ利用代金が支払われ、当社から運送会社へは事前に合意した配送委託代金を支払います。原則として車種と配送距離によって決まる明瞭な料金体系としており、カーゴ便や軽トラックに積載できる範囲であればどれだけ荷物を積んでも一律の料金となっております。さらに、24時間365日いつでも簡単に予約申し込みができ、また、配送状況をリアルタイムで確認することができるようになっております。

これにより、利用者が思い立ったときに“すばやく”“かんたん”に“信頼できる”配送サービスを利用することができることを目指しております。一方ドライバーはスマートフォンの専用アプリへダイレクトに配送依頼が届くことで、仕事が入っていない時間帯を有効活用し、稼働率を高めることができ、ドライバー不足や待遇改善等、日本が抱える物流危機を解決する取り組みの一つになると考えております。さらに今後は、利用者からの評価をドライバーに開示することで仕事に対するモチベーションを喚起し、サービス品質の更なる向上に努めてまいります。

(注) 5. 最終拠点からエンドユーザーまで商品を届ける、物流の最後の区間の運送サービスのことを意味します。

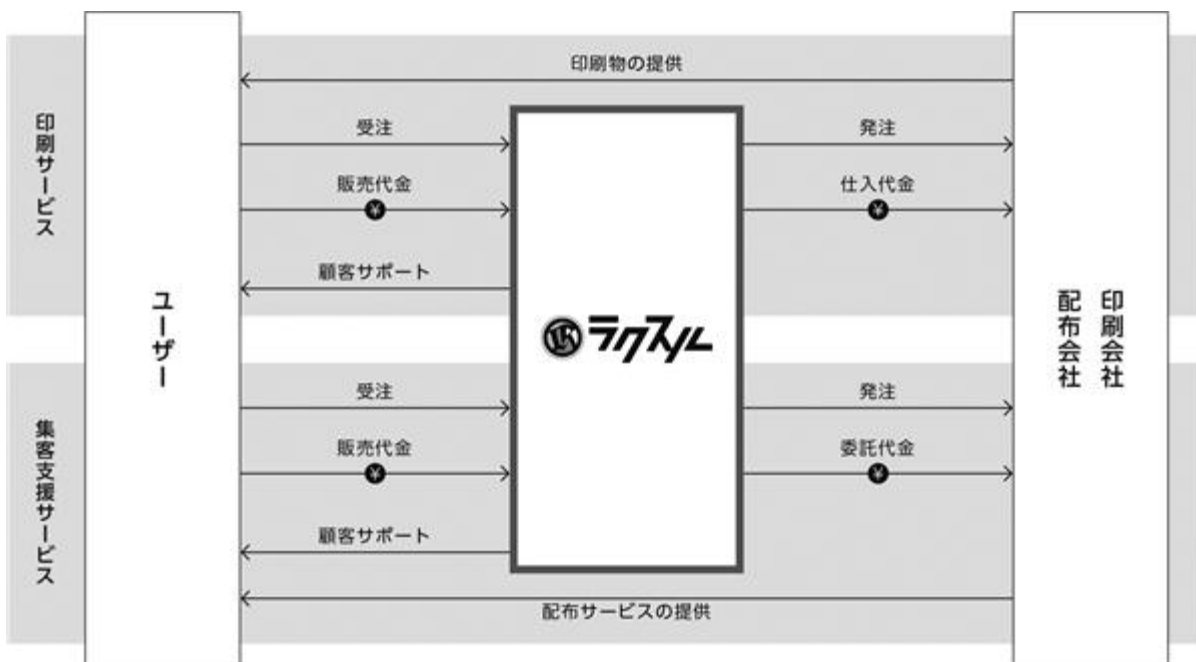
6. 累計ユーザー数は、「ハコベル」に会員登録したユーザーの累計数であります。また、一度も発注を行ったことのない非アクティブなユーザーも含まれております。

7. 国土交通省「物流を取り巻く現状について」（計測時点は平成26年）

8. 国土交通省「貨物自動車運送事業者数（規模別）」（計測時点は平成27年）

〔事業系統図〕

(1) 印刷事業



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

(2) 運送事業



(注) ●がついている矢印は、金銭の流れを示しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) INTERNATIONAL DIGITAL SOLUTIONS PTE.LTD (注)1	シンガポール	450,049.95 米ドル	印刷事業	32.0 (32.0)	印刷ECに関する 助言

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
147（33）	33.2	1.7	6,210,186

セグメントの名称	従業員数（人）
印刷事業	82（31）
運送事業	19（1）
報告セグメント計	101（32）
全社（共通）	46（1）
合計	147（33）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、システム部門、管理部門等に所属しているものであります。
4. 直近1年間において、従業員数が56名増加しております。これは主に事業の拡大に伴い期中採用者が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、世界各地で頻発するテロ事件等、不安定な世界情勢による円高・株安の影響を受け、景気の先行きに不透明感が残る状況となりました。

印刷業界においては、デジタルメディアの拡大とともに書籍や雑誌等の出版印刷に関しては紙媒体の需要が減少しており、弊社が主に対象とするチラシ・パンフレット等の商業印刷、名刺・封筒等の事務用印刷に関してはゆるやかな減少傾向にあります。その一方で、印刷EC業界は、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10%超、また平成29年度の市場規模は810億円に拡大していると想定されており、潜在需要が大きいものと考えております（株式会社矢野経済研究所「2013年版 印刷通販市場の展望と戦略」平成25年11月7日発表によります）。

また、当社では平成27年12月より運送事業である「ハコベル」の提供を開始しております。国内のトラック運送事業は、約14兆円という巨大な市場であります（国土交通省「物流を取り巻く現状について」（平成29年2月））。しかしながら、業界構造は多重下請け構造となっているうえ、車両の手配は電話・FAXでの連絡が中心であり人力に頼った運用となっているのが実態であります。当社は運送業界においてもITによる効率化を図るとともに業界構造そのものをフラット化することで、荷主・運送会社双方に新たな価値提供ができると考えております。また、平成29年7月には運送業界全体の変革を一層加速化させる目的で、業界最大手のヤマトホールディングス株式会社との資本提携を発表いたしました。わが国の物流が抱えているドライバー不足等の様々な課題を解決する取り組みの一つとして注力してまいります。

このような状況の中、当社は、基幹事業である「印刷事業」及び「運送事業」の新規顧客の獲得とサービス向上に注力し、両事業ともコールセンターの一層の拡充やTVCMやWebマーケティングを中心とした登録ユーザー数増加に向けた広告宣伝等の先行投資を行ってまいりました。この結果、当事業年度の売上高は7,675百万円（前年同期比51.0%増）、営業損失は1,145百万円（前年同期は営業損失1,434百万円）、経常損失は1,163百万円（前年同期は経常損失1,438百万円）、当期純損失は1,175百万円（前年同期は当期純損失1,448百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

印刷事業

印刷事業においては、従来の中小企業の顧客増加とともに大企業をターゲットとしたマーケティング、ポスティングや新聞折込といった商材が好調に推移し高単価化が進展しました。また、TVCMの放映を積極的に行い新規顧客の取り込みを図るとともに、既存の顧客満足度向上のためコールセンター機能の一層の強化等、顧客基盤の更なる強化に努めました。この結果、売上高は7,500百万円（前年同期比48.5%増）、セグメント利益は1,061百万円（前年同期比268.7%増）となりました。

運送事業

運送事業においては、荷主と運送業者双方への積極的な営業活動を行った結果、顧客基盤が順調に拡大するとともに、登録ドライバー数も順調に増加しマッチング時間の中央値も約6分（予約時から3時間以内の集荷希望案件のみ。平成29年11月実績）とサービス品質も維持しつつ好調に推移しています。また、来期以降の更なる成長に向けた開発投資、ラジオCMの放送開始等マーケティングの強化に努めました。この結果、売上高は168百万円（前年同期比461.5%増）、セグメント損失は25百万円（前年同期はセグメント損失18百万円）となりました。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、景気拡張期間が継続し戦後最長に迫る勢いとなりましたが、混迷する国際情勢や中国経済の減速懸念等景気の先行きに不透明感が残る状況となりました。

印刷業界においては、引き続きデジタルメディアの拡大とともに従来型の紙媒体の需要がゆるやかに減少傾向にあるものの、印刷EC業界は潜在需要が大きく、市場は拡大しております。

運送業界においては、宅配便大手企業の運賃値上げが相次ぎ、各企業において輸送コストの増大への対処が喫緊の課題となっております。このような状況で弊社の展開する車両貸切型のマッチングサービスは多重下請け構造による中間マージンを廃し、荷主・ドライバーの双方にメリットのある仕組みとして好評を頂いております。このような状況の中、当社は、基幹事業である「印刷事業」及び「運送事業」の新規顧客の獲得とサービス向上に注力し、両事業ともユーザーインターフェイスの改善や登録ユーザー数増加に向けたマーケティング等の先行投資を行ってまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高は4,903百万円、営業損失は121百万円、経常損失は129百万円、四半期純損失は132百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

印刷事業

印刷事業においては、自動データチェック入稿機能、及びデザインテンプレートの拡充等顧客満足度の更なる向上に努めたことで、新規顧客の獲得が進みリピート購入数も好調に推移いたしました。この結果、売上高は4,703百万円、セグメント利益は851百万円となりました。

運送事業

運送事業においては、各企業が輸送コストの増大に課題を抱えている中で積極的な提案活動を行ったことにより、顧客基盤は順調に拡大しております。また登録ドライバー数の増加にも努めており、年末に急増した配送需要にも対応し売上拡大へと繋がりました。この結果、売上高は169百万円、セグメント損失は46百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失が1,173百万円となる一方、株式の発行による収入2,050百万円があったこと等により前事業年度末に比べて1,180百万円増加し、当事業年度末には3,025百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は974百万円（前年同期は1,315百万円の使用）となりました。これは主に印刷事業において、より一層の顧客基盤強化のためのマーケティング活動及びサービス開発のための先行投資を積極的に実施したこと起因する税引前当期純損失1,173百万円の計上等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は113百万円（前年同期は561百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出18百万円、無形固定資産の取得による支出58百万円、投資有価証券の取得による支出24百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は2,268百万円（前年同期は362百万円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入2,050百万円、短期借入れによる収入260百万円、長期借入れによる収入500百万円があった一方、短期借入金の返済による支出400百万円、長期借入金の返済による支出109百万円等によるものであります。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前四半期純損失が129百万円となったことに加え、有形固定資産の取得や差入保証金の差入等により前事業年度末に比べて280百万円減少し、当第2四半期会計期間末には2,744百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果使用した資金は211百万円となりました。これは主に印刷事業において、新規顧客の獲得とサービス向上に注力し、両事業ともユーザーインターフェイスの改善や登録ユーザー数増加に向けたマーケティング等の先行投資を積極的に実施したこと起因する税引前四半期純損失の計上による支出129百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は131百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出38百万円、差入保証金の差入による支出47百万円、非連結子会社の株式の取得による支出45百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果獲得した資金は61百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出97百万円があった一方、株式の発行による収入175百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、インターネットを利用して、顧客と提携印刷会社（印刷事業）又は顧客と提携運送会社（運送事業）を繋ぐプラットフォーム事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、インターネットを利用して、顧客と提携印刷会社（印刷事業）又は顧客と提携運送会社（運送事業）を繋ぐプラットフォーム事業であり、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第8期事業年度及び第9期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)		第9期第2四半期累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
印刷事業	7,500,337	148.5	4,703,097
運送事業	168,670	561.5	169,196
報告セグメント計	7,669,008	150.9	4,872,293
その他	6,047	-	31,482
合計	7,675,055	151.0	4,903,776

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2事業年度及び第9期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」を企業ビジョンとし、デジタル化が進んでいない既存の産業をインターネットにより効率化し、最終顧客に対して一層の便益を提供していくことを通して、社会へ貢献してまいります。

(2) 経営戦略等

今後の中長期的な方向性としては、全国の顧客に対して印刷や物流をはじめとするBtoBの各種サービスをEC等の形式で提供していくことにより、国内におけるBtoBプラットフォームの主力企業に成長し、また国内の事業で培ったノウハウをもとに、海外への事業展開を図ってまいります。具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

() 当社の企業ビジョンと事業展開方針

当社の経営ビジョンと事業概要

当社は、上記の企業ビジョンの下、顧客ニーズと提携印刷会社又は提携運送会社の余剰キャパシティ（注1）（提携印刷会社が保有する印刷機の非稼働時間及び提携運送会社が保有する運送トラックの非稼働時間）を繋ぐプラットフォームの運営を行っております。

当社サービスの意義：産業にもたらす変革

印刷や物流をはじめとする20世紀に築かれた産業は、資本を持つ大企業が莫大な費用を投じて製造設備を購入し、その製造キャパシティを営業が販売し、過剰に販売した部分を繋がりのある下請けに回すといった、大企業を頂点とする多重下請けのピラミッド型の産業構造を作り上げました。しかし、インターネットの普及及び技術革新により、既存産業におけるサプライヤー（注2）を統合するコストが大幅に低下しました。当社は、この多重下請け構造下にある中小印刷会社や中小運送会社をインターネットで結びつけ、仮想的に巨大な供給キャパシティを持ち、ECサイトを通じて直接発注者と繋げるシェアリングプラットフォームを創出することで、1社が製造から販売まで全ての機能を持つ産業形態ではなく、サプライヤーと顧客の需給を効率良く結び付ける21世紀型の産業形態の在り方を提示したいと考えております。当社が産業にもたらす変革の例は以下のとおりであります。

・垂直統合から水平統合への変革

(例) 印刷業界：自社グループ内で、営業部門、印刷工場、研究開発部門等を保有する垂直統合の形態から、プラットフォームにより各社が保有する印刷工場を水平統合する形態への変革

・自社グループ1社での設備投資から、水平統合による巨大なキャパシティへの変革

・ピラミッド型の多重下請け構造からネットワーク型のプラットフォームへの変革

(例) 運送業界：顧客から受注を行う大手運送会社が中小運送会社を実際の運送を委託する多重下請け構造からの変革

BtoBのプラットフォームとしてのユニークなポジショニング

当社は、事業者と事業者を繋ぐBtoBのプラットフォームとして既存産業の革新を実現するという、ユニークなポジショニングを目指しております。

プラットフォーム価値を拡大するためには、テクノロジー（インターネット関連技術、プラットフォームの構築技術）、マーケティング（顧客の集客力）及びオペレーション（プラットフォームの運営力）の各要素を高い次元で有機的に連携することが必要であり、当社は、各要素の高度化と連携に向けた施策に継続的に取り組んでまいります。

() 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉：顧客数×ARPU（注3）

当社は、顧客からの信頼の総和であり、プラットフォームとしての価値でもある売上高と、顧客及びサプライヤーへの付加価値の総和である売上総利益（当社は、売上高からサプライヤーに仕入代金を支払った残りを売上総利益として計上）の最大化を重視した経営を行っております。売上高を構成する顧客数×ARPUの最大化と、提供するサービスの高付加価値化及びサプライヤーの生産性向上による売上原価の低減により実現される売上総利益率の最大化を目指す方針であります。

高い定着性を有する顧客基盤がもたらす安定的な収益基盤

当社の顧客の特徴は、1回の利用で終わるのではなく、複数回の注文を行って頂ける点にあると考えております。当社ではリピート率又は注文回数を管理しておりますが、直近の印刷事業の状況は下記のとおりであります。

	年間購入者数 (年間合計)	1人当たり 注文回数(年平均)	1件当たり 注文単価(年平均)
平成28年7月期	134,805人	3.45回	10,863円
平成29年7月期	185,107人	3.55回	11,423円

()プラットフォーム「ラクスル」の戦略

需要・供給双方にWin-Winな自律的成長モデル

当社は、プラットフォーム「ラクスル」の運営を通じ、ユーザー（顧客）とサプライヤーをエンパワメント（注4）することで、サプライヤーの増加、当社プラットフォームのキャパシティの拡大、ユーザーの増加、取引量の増加、さらなるサプライヤーの増加という、自律的な成長モデルの実現を目指しております。

供給サイド：ファブレス（注5）モデルによる柔軟な供給と資本効率の高い生産体制の実現

当社プラットフォームのサプライヤーに対する付加価値は、余剰キャパシティの活用による稼働率、生産性の向上にあると考えております。これにより、当社は印刷という装置産業において、シェアリングによる仮想印刷工場を作り、設備投資を行わずにスケール可能な資本効率の高いビジネス展開を実現しております。また、工場投資が不要なため、生産キャパシティの拡張をスピーディーに行うことができ、売上の急成長にも耐えられる生産体制を構築しております。規模の拡大に対応可能な印刷キャパシティを確保し、アセットライトモデル（注5）として、高い資本効率性の実現が可能となります。

需要サイド：ファブレスモデルによる固定費削減で潜在市場を開拓

当社プラットフォームのユーザーに対する付加価値は、小ロットから低コストで発注が可能のため、中小企業・個人事業主等の顧客が裾野広く利用できる点にあると考えております。当社は一般の印刷会社に比べ、小ロットの印刷を低価格で提供しております。それは、「ギャンギング」（多面付け印刷）を行うことで一般的な印刷会社に比べて大幅なコストダウンを実現しているためです。当社はインターネットで全国から毎日数千の注文を受注し、同じ紙質、同じ部数の注文を多く抱えており、1つの印刷用版で複数の顧客の印刷物をまとめて印刷することが可能になることで、製版コストを複数社で按分し、1社あたりのコストを大幅に下げることが可能となっております。特に固定費の比率が高い小ロットの印刷物は既存の印刷会社に比べ競争力の高い価格で提供できるようになり、小ロット・低価格という新しい印刷市場を生み出しております。これが、特定顧客への依存度が低く、高い定着性を有する顧客基盤の獲得に繋がっていると考えております。

集客支援サービス

当社の大きな特長は、印刷に限らず、中小企業・個人事業主が多い「ラクスル」の顧客の集客活動（マーケティング活動）を支援する点にあります。印刷物のデザインから、新聞折込、ポスティング、ダイレクトメール等の配布手配までをオンライン上で手軽に行うことができます。例えば、新聞折込やポスティングは、当社のウェブサイト上で、オンラインの地図上からチラシを配布したい地域と配布希望日を選択すると、自動的に配布枚数と料金が算出されるようになっており、パソコンの操作が苦手な人でも直感的な操作で注文することができます。新聞折込は、新聞の銘柄を指定することも可能となっております。

既存の広告代理店では数百枚程度の小ロットのチラシの配布の場合、単価が低すぎるために営業のコストを回収できず、対応は難しいとされてきました。当社は、ほとんどのプロセスをEC化することで人件費を中心とした営業費用をなくし、小ロットでも低単価で配布できるようにしました。これにより、これまで予算が足りず新聞折込やポスティングを使えなかった、中小企業・個人事業主のマーケティング活動を可能にしました。当社は、この集客支援サービスを展開することにより、ARPUの最大化を図っております。当該サービスを展開するメリットは、印刷物の販売だけでなく販売促進目的の配布サービスを提供することによる顧客単価の上昇、注文件数の増加、ユーザーとの関係性強化、リピート率の上昇等であります。サービス別の売上高構成及び注文単価の水準は以下のとおりであります。なお、平成29年7月期の印刷ECサービスの平均注文単価は9,814円、集客支援サービスの平均注文単価は74,609円であります。

	売上高 (合計)	印刷事業				運送事業	
		印刷ECサービス		集客支援サービス		金額	割合
		金額	割合	金額	割合		
平成28年7月期	50.8億円	44.1億円	86.8%	6.3億円	12.6%	0.3億円	0.6%
平成29年7月期	76.7億円	63.1億円	82.3%	11.8億円	15.5%	1.6億円	2.2%

継続的な業務改善を可能にするリアル・オペレーション・ノウハウ

当社は、プラットフォームの運営者でありながら、生産オペレーション面での学習と研究開発を目的として、提携印刷会社と顧客の間のサプライチェーンに直接関与することで、売上原価の低減による売上総利益率の継続的な改善を図っております。具体的な施策は下記のとおりであります。

(a) 自社保有印刷機の活用

- ・最新設備を提携印刷会社へ試験導入（3台を貸与）
- ・ギャンギング（多面付け印刷）による小ロット印刷の効率化
- ・実機運用を通じて最適な運用プロセスを設計し、他の提携印刷会社へも展開

(b) 資材の共同購買

(c) 新資材の積極開発

(d) 物流網の最適構築

〔用語説明〕

- (注1) キャパシティ
生産能力や処理能力のこと。当社の場合、提携印刷会社が保有する印刷機のプロダクション能力、提携運送会社が保有する運送トラックの配送能力を指す。
- (注2) サプライヤー
材料や部品等の供給者のこと。当社の場合、提携印刷会社や配布業者、提携運送会社等を指す。
- (注3) ARPU
Average Revenue Per Userの略。1顧客あたりの平均売上金額であり、単価×購入頻度で計算される。
- (注4) エンパワメント
自律性を尊重しつつ、支援し力を付けること。
- (注5) ファブレス、アセットライトモデル
製造設備、製造工程を保有せずに製造業としての活動を行うこと。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、上記「() 当社の企業価値の源泉」に記載のとおり、売上高及び売上総利益を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。

（４）対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

国内印刷EC市場の拡大

当社が事業を展開する国内印刷EC市場は、矢野経済研究所が発表した「2013年版 印刷通販市場の展望と戦略」によると、日本国内の平成29年度の市場規模見込みは810億円であり、平成30年には920億円に達すると予測されております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーの1社として市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えております。

サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

当社における顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。当社は、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと繋げていくことが重要であると考えております。新規カテゴリとしては、平成27年3月に集客支援サービスを開始する等、商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。

事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社の事業モデルの特長の一つに、自社では印刷工場を有することなく全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、ファブレス型の生産体制を採用している点があります。事業基盤が拡大するにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

取引データの蓄積・解析体制の強化

当社事業での取引の情報は、日々当社データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービスレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

情報管理体制の強化

当社は、ユーザーの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

国内印刷EC市場について

当社が事業を展開する国内印刷EC市場に関し、矢野経済研究所が発表した「2013年版 印刷通販市場の展望と戦略」によると、日本国内の平成29年度の同市場規模見込みは810億円であり、平成30年度には920億円に達すると予測されております。今後もEC化率の継続的な上昇を背景に、同市場は成長を続けるものと当社では考えております。しかしながら、上記の予測通りに国内印刷EC市場が拡大しなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、国内で印刷EC事業を展開する競合企業が複数存在しており、一定の競争環境があるものと認識しております。当社は幅広い顧客ニーズに対応できる商品ラインナップの拡充を進めるとともに、積極的なマーケティング活動やカスタマーサポートの充実、提供サービスの拡大及び品質向上に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。今後もユーザー目線に立ってサービスをより充実させていくと同時に、知名度向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいりますが、他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合等には、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規機能の開発について

当社では、今後の成長機会を創出するため、既存のユーザー基盤及びニーズを前提とした新規機能の開発を実施しております。例えば、ユーザーが入稿した印刷用データを印刷に適したデータへの自動変換を行う機能等があります。しかしながら、新規機能の開発が想定より遅延した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

登録ユーザーの獲得について

当社の売上高は、当社の提供するサービスの登録ユーザー数、登録ユーザーの利用率、登録ユーザーの平均購入額により変動し、事業の成長は登録ユーザー数の順調な増加に依存しております。また、当社はマーケティング手法別に効果測定を行いつつ、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーへの追加販売、既存ユーザーの離脱防止を図る施策を継続的に実施しております。上記に挙げたような各種事業KPIについてはこれまで安定的に推移・改善してきておりますが、社会・経済情勢による顧客ニーズの変化、他の事業者との競合の激化、当社のマーケティング手法が効果的でない等の要因によって当社の登録ユーザー数の伸びが従来と比べて低いものとなった場合には、売上高の増加ペースが鈍ること、もしくはマーケティング費用が上昇することにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社の事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存しております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

印刷事業への依存について

当社の売上高は、主力事業である印刷事業への依存が大きくなっております。国内印刷EC市場が拡大していることに加え、ユーザー数の増加やサービスの拡充等により、今後も印刷事業は拡大していくものと考えておりますが、当社の運営する「ラクスル」の利用者の減少や市場規模の縮小等の要因により印刷事業の売上高が減少した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

シェアリングエコノミー形態による生産体制について

当社の主力事業である印刷事業について、当社は自社工場を保有せず、印刷会社をはじめとするサプライヤーをネットワーク化する、いわゆるシェアリングエコノミー形態による生産体制を構築しております。当社では、このような事業モデルを支えるサプライヤーとの良好な関係の構築に努めておりますが、各社の経営状況の変化等によって、提携による業務委託等の継続ができなくなった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配送コストについて

当社が運営する「ラクスル」では、商品販売に際し運送会社に商品配送業務を委託しており、ユーザーの利便性向上を目的とし、一部商品を除き無料で配送サービスを提供しております。現在は複数の運送会社の使い分けの実施等により、委託価格の安定化を図っておりますが、今後配送コストが上昇した場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制に関するリスク

優秀な人材の獲得・育成について

当社は、今後の企業規模の拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定ではありますが、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社の継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいります。事業が急速に拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社は、厳重な情報セキュリティ管理体制において自社内の機密情報を管理するとともに、事業の一環として得意先から預託された機密情報や個人情報の収集・保管・運用を行っております。プライバシーマーク及びISMS（注1）を取得し、社内でも運用する他、従業員研修を繰り返し実施する等、これらの情報管理には万全な方策を講じておりますが、万一当社の従業員や業務の委託会社等が情報を漏洩又は誤用した場合には、当社が企業としての社会的信用を喪失し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

印刷機等を提携印刷会社に貸与していることについて

当社は生産オペレーション面での学習と研究開発を目的として、提携している印刷会社に対して当社の所有する印刷機を合計3台貸与しており、当該印刷会社のオペレーターはこれら印刷機を使用し、実際の印刷物製造を行っております。貸与印刷機に対しては一部保険を付保する等して破損・滅失等のリスクを減じるような取り組みを行っておりますが、貸与先印刷会社における故意もしくは重過失による破損・滅失又は地震等の天変地異による破損・滅失等、当該保険の適用対象外となるような事象が発生した場合には、これらによって当社が経済的な損失を被り、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これら事業用の印刷機はその大きさや重量の関係上、転用が必ずしも容易ではなく、また、その輸送及び設置にも相当程度の費用が発生し得るところ、上記印刷会社の倒産等により当該印刷機を他の印刷会社等へ貸与する必要が生じた場合には、その受入れ先印刷会社の確保、当該印刷機の輸送及び設置等に伴って多額の費用が発生し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外企業への投資を行うことについて

当社は印刷事業の海外展開の一環として、インドネシア及びインドにおいて現地の印刷EC企業に対して100%子会社であるRAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.を通してベンチャー投資を行っております。世界的にも印刷業界のEC化は進展すると見込まれており、実際に投資先の業容も拡張しておりますが、今後、現地における競争環境の悪化等、何らかの要因により当該印刷EC企業の経営成績が悪化し、又は想定通り成長が実現しない可能性は否定できず、これらの事情から当該印刷EC企業株式等の当社保有資産の減損処理が必要となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、投資先が内部統制上の問題を抱えたり、法令に違反する行為を行う可能性があります。投資後にそのような問題や行為を早期に是正できない場合、当社の信頼性や企業イメージが低下したり、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〔用語説明〕

（注1） ISMS（アイ・エス・エム・エス）：Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき定められた情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度。継続的に情報セキュリティリスクを管理しリスク回避や軽減を図り、この認証基準に適合したマネジメントシステムを構築・維持できている企業や団体が第三者機関により認証される。

（3）法的規制に関するリスク

訴訟等について

当社は、法令及び契約等の遵守のため、コンプライアンス規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や当社の社会的信用の毀損によって、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

当社は、会員登録情報をはじめとする個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット及び運送事業に関連する法的規制について

当社が運営する事業は、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「プロバイダ責任制限法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」といった法規制の対象となっております。また、当社が運営する「ハコベル」は、「貨物利用運送事業法」の対象となっており、当社は「第一種貨物利用運送事業」の登録を受け、国土交通省の監督の下、事業を営んでおります。当社は、これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も社内教育や体制の構築等を行っていく予定であります。しかしながら、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社が運営する事業が規制の対象となる等制約を受ける場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後法令違反等が発生することで「第一種貨物利用運送事業」の許認可が停止又は取消しとなった場合は、当社が運営する「ハコベル」の継続が困難となり、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、定期的に知的財産権に関する周辺調査を実施することで、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や、第三者の知的財産権侵害が発覚した場合等においては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

継続的な投資と赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、認知度の向上及びユーザー数の拡大に努めてまいりました。会社設立以降、これら取り組みを積極的に進めていることもあり、平成30年7月期第2四半期累計期間までの経営成績は営業赤字となっております。今後も引き続きマーケティング活動は実施していく予定ですが、一方で広告宣伝費（ポイント販促費を含む）の水準を超える利益、キャッシュ・フロー規模を定常的に創出できる体制を構築する方針であります。しかしながら、想定通りにマーケティング活動の効果が得られない場合には、中期経営計画が達成できない可能性や、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成28年7月期、平成29年7月期及び平成30年7月期第1四半期会計期間及び第2四半期会計期間における経営成績は以下のとおりであります。

(平成28年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成27年8月1日 至平成27年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成27年11月1日 至平成28年1月31日)	第3四半期会計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年4月30日)	第4四半期会計期間 (自平成28年5月1日 至平成28年7月31日)	事業年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)
売上高	1,026,734	1,132,920	1,428,590	1,493,942	5,082,189
売上総利益	158,731	210,616	247,713	287,415	904,476
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	364,974	171,497	400,964	306,186	1,243,622
営業利益	428,509	241,272	419,927	344,522	1,434,231

(注) 平成28年7月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成29年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成28年8月1日 至平成28年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年1月31日)	第3四半期会計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年4月30日)	第4四半期会計期間 (自平成29年5月1日 至平成29年7月31日)	事業年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
売上高	1,633,882	1,728,261	2,144,559	2,168,352	7,675,055
売上総利益	348,636	401,667	497,596	490,956	1,738,856
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	480,303	125,381	500,345	370,687	1,476,717
営業利益	444,331	70,248	371,542	259,017	1,145,140

(注) 平成29年7月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成30年7月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自平成29年8月1日 至平成29年10月31日)	第2四半期会計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年1月31日)
売上高	2,388,843	2,514,932
売上総利益	594,554	632,073
広告宣伝費 (ポイント販促費 を含む)	424,227	103,382
営業利益	224,879	103,341

配当政策について

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）制度を採用しております。当該制度は、当社の役員、従業員及び社外協力者に対して、経営成績向上に対する意欲の向上及び経営参画意識の向上等に有効な制度と認識しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用する可能性があり、現在付与しているストック・オプションに加え、今後も付与されるストック・オプションについて権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在でストック・オプションによる潜在株式数は1,832,800株であり、発行済株式総数25,017,000株の7.33%（小数点以下第3位を四捨五入）に相当しております。

資金使途について

当社が今回計画している公募増資による資金調達の使用につきましては、主に新規サービスの開発費用、人員拡充における採用費用及び人件費、認知向上に向けた広告宣伝費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、将来に亘っては資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

平成29年7月期末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要といたします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

（2）財政状態の分析

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

流動資産

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比べ1,340百万円増加し3,832百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,180百万円増加したこと及び売掛金が243百万円増加したことによるものであります。

固定資産

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末と比べ6百万円減少し1,037百万円となりました。これは主に、機械及び装置が58百万円減少したことに対して、ソフトウェアが47百万円増加、投資有価証券が14百万円増加したことによるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比べ271百万円増加し1,495百万円となりました。これは主に、買掛金が134百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が168百万円増加したことによるものであります。

固定負債

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末と比べ188百万円増加し364百万円となりました。これは主に、長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ874百万円増加し3,009百万円となりました。これは主に、第三者割当増資の影響で資本金及び資本準備金が1,025百万円増加したのに対し、繰越利益剰余金が1,175百万円減少したことによるものであります。なお、平成29年7月20日付で資本金の額を3,845百万円減少し、利益剰余金に3,685百万円、その他資本剰余金に160百万円振り替えることで繰越利益剰余金の欠損を填補いたしました。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

流動資産

当第2四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べ252百万円減少し3,580百万円となりました。これは主に現金及び預金が280百万円減少したことによるものであります。

固定資産

当第2四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末と比べ177百万円増加し1,214百万円となりました。これは主に建物が128百万円、差入保証金が45百万円増加したことによるものであります。

流動負債

当第2四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べ105百万円減少し1,390百万円となりました。これは主に未払金が191百万円減少したことによるものであります。

固定負債

当第2四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末と比べ12百万円減少し351百万円となりました。これは主に長期借入金が97百万円、リース債務が17百万円減少した一方で、資産除去債務が102百万円増加したことによるものであります。

純資産

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ43百万円増加し3,053百万円となりました。これは主に資本金が88百万円、資本準備金が88百万円増加した一方で、四半期純損失132百万円を計上したことによるものであります。なお、平成29年10月27日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損の填補を目的として資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議し、承認可決されました。これに伴い、資本準備金1,015百万円をその他資本剰余金へ振り替え、その他資本剰余金1,175百万円を繰越利益剰余金に振り替えております。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

売上高

当事業年度の売上高は、7,675百万円（前年同期比51.0%増）となりました。これは主に、当社印刷事業が引き続き順調に成長したことによるものであります。

売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、5,936百万円（前年同期比42.1%増）となりました。これは主に、事業の拡大に伴い仕入高が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,738百万円（前年同期比92.3%増）となりました。

販売費及び一般管理費、営業損失

当事業年度の販売費及び一般管理費は、2,883百万円（前年同期比23.3%増）となりました。これは主に、事業の拡大に伴う人員の増加による給与等の支払いが増大したこと、TVCMやWebマーケティングを中心とした広告宣伝等の先行投資を行ったことによるものであります。この結果、営業損失は1,145百万円（前年同期は営業損失1,434百万円）となりました。

経常損失

当事業年度において営業外収益が5百万円、営業外費用が23百万円発生しております。この結果、経常損失は1,163百万円（前年同期は経常損失1,438百万円）となりました。

当期純損失

当事業年度において特別損失が10百万円発生しております。この結果、当期純損失は1,175百万円（前年同期は当期純損失1,448百万円）となりました。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

売上高

当第2四半期累計期間の売上高は、4,903百万円となりました。これは、印刷事業売上高4,703百万円、運送事業売上高169百万円、その他売上高31百万円によるものであります。これは主に、当社印刷事業及び運送事業等が引き続き順調に成長したことによるものであります。

売上原価、売上総利益

当第2四半期累計期間の売上原価は、3,677百万円となりました。これは主に、事業の拡大に伴い印刷事業における仕入高、労務費、支払運賃等が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,226百万円となりました。

販売費及び一般管理費、営業損失

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、1,348百万円となりました。これは主に、事業の拡大に伴う人員の増加による給与等の支払いが増大したこと、TVCMやWebマーケティングを中心とした広告宣伝等の先行投資を行ったことによるものであります。この結果、営業損失は121百万円となりました。

経常損失

受取配当金等1百万円、支払利息7百万円、株式交付費2百万円を計上した結果、経常損失は129百万円となりました。

四半期純損失

法人税等合計2百万円を計上した結果、四半期純損失は132百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失が1,173百万円となる一方、株式の発行による収入2,050百万円があったこと等により前事業年度末に比べて1,180百万円増加し、当事業年度末には3,025百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は974百万円（前年同期は1,315百万円の使用）となりました。これは主に印刷事業において、より一層の顧客基盤強化のためのマーケティング活動及びサービス開発のための先行投資を積極的に実施したことに起因する税引前当期純損失1,173百万円の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は113百万円（前年同期は561百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出18百万円、無形固定資産の取得による支出58百万円、投資有価証券の取得による支出24百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は2,268百万円（前年同期は362百万円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入2,050百万円、短期借入れによる収入260百万円、長期借入れによる収入500百万円があった一方、短期借入金の返済による支出400百万円、長期借入金の返済による支出109百万円等によるものであります。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前四半期純損失が129百万円となったことに加え、有形固定資産の取得や差入保証金の差入等により前事業年度末に比べて280百万円減少し、当第2四半期会計期間末には2,744百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果使用した資金は211百万円となりました。これは主に印刷事業において、より一層の顧客基盤強化のためのマーケティング活動及びサービス開発のための先行投資を積極的に実施したことに起因する税引前四半期純損失の計上による支出129百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は131百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出38百万円、差入保証金の差入による支出47百万円、非連結子会社の株式の取得による支出45百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動の結果獲得した資金は61百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出97百万円があった一方、株式の発行による収入175百万円等によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンの下、デジタル化が進んでいない伝統的な業界にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことで、企業の経営をより良くすることを目指し、事業を展開しております。これは、インターネットの力で新しい仕組みを構築する当社のサービスを通して、企業・個人事業主の商売がもっとラクになり、人々にとってより良い世界を実現すること、そして日本国内に従来からある仕組みが変わり、世の中がより活性化することで中長期的に日本のGDP増加と国際競争力の強化に貢献することが、当社が事業を行う最大の目的であることを意味しております。

当社がこのビジョンの下に、長期的な競争力を維持し更なる向上を図るためには、当社の経営陣は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、最大限に入手可能な情報に基づき現在の事業環境を確認し、最善の経営方針を立案するよう努めていく必要があると認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当事業年度における設備投資の総額は、77,332千円であり、その主なものは、印刷事業に係る印刷デザイン用ソフトウェアの取得等58,688千円であります。

また、当事業年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

第9期第2四半期累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は、38,750千円であり、その主なものは、全社に係る本社事務所の増床に伴う建物内部造作工事32,373千円であります。

2【主要な設備の状況】

平成29年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	機械及び装 置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウエ ア (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都品川区)	印刷事業 運送事業 全社	業務施設	36,919	-	11,551	-	66,601	115,072	106 (46)
京都事業所 (京都府京都市下京区)	印刷事業 全社	業務施設	6,556	-	3,984	-	-	10,541	12 (-)
提携印刷会社(2ヶ所)	印刷事業	印刷機器	-	477,558	-	127,500	-	605,058	- (-)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社には現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

4. 本社と京都事業所の建物は賃借しており、その年間賃借料は103,665千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年3月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,688,000
計	96,688,000

- (注) 1. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
2. 平成29年12月22日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は233,120株減少し、966,880株となっております。
3. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させました。分割後の発行可能株式総数は96,688,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	25,017,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	25,017,000	-	-

- (注) 1. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
2. 平成29年12月22日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。
3. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は24,766,830株増加し、25,017,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年1月20日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	352(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	352(注)1	35,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,200(注)2	32(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年1月21日 至平成34年1月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,200 資本組入額 1,600	発行価格 32 資本組入額 16(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

3. (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
 (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
 (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、本新株予約権を行使することができる。
 (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
4. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成24年11月13日臨時株主総会決議及び平成24年11月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	3,750（注）2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,750（注）2	-
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,700（注）3	-
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月15日 至 平成34年11月15日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 7,710 資本組入額 3,855	-
新株予約権の行使の条件	（注）4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	-

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき10円で有償発行しております。

- 2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 4．（1）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（2）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- 5．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第3回新株予約権（平成24年12月17日臨時株主総会決議及び平成25年5月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	800（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）1	80,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,700（注）2	77（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月21日 至 平成35年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 7,700 資本組入額 3,850	発行価格 77 資本組入額 39（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- （2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
- （3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
- 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
- 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
- 上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- （4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3 - 2 回新株予約権（平成24年12月17日臨時株主総会決議及び平成25年10月29日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	100（注）1	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100（注）1	-
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,700（注）2	-
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月30日 至 平成35年10月29日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 7,700 資本組入額 3,850	-
新株予約権の行使の条件	（注）3	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第4回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	5,016（注）1	4,766（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,016（注）1	476,600（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月22日 至 平成36年11月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	3,250（注）2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,250（注）2	-
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）3	-
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月22日 至 平成36年11月21日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,550 資本組入額 15,775	-
新株予約権の行使の条件	（注）4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	-

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき280円で有償発行しております。

- 2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 4．（1）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（2）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- 5．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第4 - 2 回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成27年1月13日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	100（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100（注）1	10,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	580（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	580（注）1	58,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年5月23日 至 平成37年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	4,800（注）2	3,350（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,800（注）2	335,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）3	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月26日 至 平成37年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,550 資本組入額 15,775	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき280円で有償発行しております。

- 2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 4．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- 5．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
- 6．当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6 - 2回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年8月11日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	510（注）1	500（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	510（注）1	50,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月12日 至 平成37年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6 - 3回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	1,720（注）1	1,500（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,720（注）1	150,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月14日 至 平成37年10月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成27年10月27日定時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	120（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120（注）1	12,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月28日 至 平成37年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権者につき、支払停止若しくは支払不能、破産手続開始、又は解散等の事由が発生していないこと。
- （2）本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月が経過した日から、本新株予約権を行使することができる。
- 4．当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
- 5．当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6 - 4 回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成28年3月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	110（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	110（注）1	11,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月9日 至 平成38年3月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年10月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	2,660（注）1	2,600（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,660（注）1	260,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月28日 至 平成38年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9 - 2 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年12月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	360（注）1	330（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	360（注）1	33,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月15日 至 平成38年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9 - 3回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年2月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	130（注）1	120（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	130（注）1	12,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自平成31年2月9日 至平成39年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9 - 4 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年4月12日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	70（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70（注）1	7,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月13日 至 平成39年4月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9 - 5 回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年5月17日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	1,520（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,520（注）1	152,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年5月18日 至 平成39年5月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（平成29年6月30日臨時株主総会決議及び平成29年6月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	600（注）1	550（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600（注）1	55,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	31,270（注）2	313（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 31,270 資本組入額 15,635	発行価格 313 資本組入額 157（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権（平成29年10月27日定時株主総会決議及び平成29年10月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年3月31日）
新株予約権の数（個）	-	960（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	96,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	340（注）2、5
新株予約権の行使期間	-	自平成31年10月28日 至平成39年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 340 資本組入額 170（注）5
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	（注）4

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

- 3．（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

上場日後4年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 当社は、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ契約書又は計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。
5. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年11月21日 (注)1	普通株式 15,585	普通株式 95,940	60,002	137,002	60,002	114,118
平成26年2月7日 (注)2	普通株式 46,370	普通株式 142,310	724,994	861,997	724,994	839,113
平成26年2月14日 (注)3	普通株式 3,199	普通株式 145,509	50,016	912,013	50,016	889,130
平成26年3月3日 (注)4	普通株式 2,250	普通株式 147,759	8,673	920,687	8,673	897,803
平成27年2月27日 (注)5	A種優先株式 68,961	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961	1,999,869	2,920,556	1,999,869	2,897,672
平成28年8月5日 (注)6	B種優先株式 25,000	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	1,025,000	3,945,556	1,025,000	3,922,672
平成29年7月20日 (注)7	-	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	3,845,556	100,000	-	3,922,672
平成29年10月27日 (注)8	-	普通株式 147,759 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-	100,000	1,015,334	2,907,338
平成29年12月21日 (注)9,10	普通株式 93,961 A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	普通株式 241,720	-	100,000	-	2,907,338
平成30年1月30日 (注)11	普通株式 8,450	普通株式 250,170	88,598	188,598	88,598	2,995,937
平成30年2月1日 (注)12	普通株式 24,766,830	普通株式 25,017,000	-	188,598	-	2,995,937

(注)1. 有償第三者割当

割当先 ANRI 1号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合

発行価格 7,700円

資本組入額 3,850円

2. 有償第三者割当

主な割当先 WiL Fund I,L.P.、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、テクノロジーベン

チャーズ3号投資事業有限責任組合、他3社

発行価格 31,270円

資本組入額 15,635円

3. 有償第三者割当
主な割当先 エムスリー株式会社、電通デジタル投資事業有限責任組合
発行価格 31,270円
資本組入額 15,635円
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 有償第三者割当
主な割当先 株式会社オプトホールディング、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、WiL Fund I, L.P.、他7社
発行価格 58,000円
資本組入額 29,000円
6. 有償第三者割当
主な割当先 株式会社日本政策投資銀行、株式会社オプトホールディング、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、他9社
発行価格 82,000円
資本組入額 41,000円
7. 資本金の減少は欠損填補によるものであります。
8. 資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。
9. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
10. 平成29年12月22日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
11. 新株予約権の行使による増加であります。
12. 平成30年2月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 （人）	-	2	-	17	8	-	11	38	-
所有株式数 （単元）	-	28,661	-	128,743	25,751	-	67,015	250,170	-
所有株式数 の割合 （%）	-	11.46	-	51.46	10.29	-	26.79	100	-

（注）平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として、平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は24,766,830株増加し、発行済株式総数は25,017,000株となっております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,017,000	250,170	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	25,017,000	-	-
総株主の議決権	-	250,170	-

(注)平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として、平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は24,766,830株増加し、発行済株式総数は25,017,000株となっております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年1月20日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年1月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名であります。

第3回新株予約権（平成24年12月17日臨時株主総会決議及び平成25年5月20日取締役会決議）

決議年月日	平成25年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は社外協力者1名であります。

第4回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 17（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職、取締役への就任及び取締役の退任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名及び当社従業員8名であります。

第4-2回新株予約権（平成26年10月24日定時株主総会決議及び平成27年1月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年1月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名であります。

第6回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

決議年月日	平成27年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外取締役 1 当社従業員 8（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社社外取締役1名及び当社従業員5名であります。

第7回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年5月12日取締役会決議）

決議年月日	平成27年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社社外監査役 3（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）社外監査役の退任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名、当社社外監査役2名及び社外協力者1名であります。

第6 - 2回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年8月11日取締役会決議）

決議年月日	平成27年8月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職及び取締役への就任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名であります。

第6 - 3回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 15（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職及び取締役への就任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役3名及び当社従業員5名であります。

第8回新株予約権（平成27年10月27日定時株主総会決議及び平成27年10月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第6 - 4回新株予約権（平成27年5月22日臨時株主総会決議及び平成28年3月8日取締役会決議）

決議年月日	平成28年3月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年10月27日取締役会決議）

決議年月日	平成28年10月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 22（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職及び取締役への就任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役3名及び当社従業員16名であります。

第9 - 2回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成28年12月14日取締役会決議）

決議年月日	平成28年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員3名であります。

第9-3回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年2月8日取締役会決議）

決議年月日	平成29年2月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員4名であります。

第9-4回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年4月12日取締役会決議）

決議年月日	平成29年4月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第9-5回新株予約権（平成28年10月27日定時株主総会決議及び平成29年5月17日取締役会決議）

決議年月日	平成29年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権（平成29年6月30日臨時株主総会決議及び平成29年6月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の退職及び取締役への就任により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員3名であります。

第11回新株予約権（平成29年10月27日定時株主総会決議及び平成29年10月27日取締役会決議）

決議年月日	平成29年10月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式及びB種優先株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年8月1日～平成29年7月31日)	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-

(注)平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 68,961 B種優先株式 25,000	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	-	-	-	-

(注)1.平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月21日付でA種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

2.当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していく方針であるため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(3) 配当の決定機関

当社は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。

(4) 最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当社は、第8期事業年度において剰余金の配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	松本 恭攝	昭和59年10月10日生	平成20年4月 A.T.カーニー株式会社入社 平成21年9月 当社設立 代表取締役社長CEO (現任)	(注)3	5,635,000
取締役	CFO	永見 世央	昭和55年8月11日生	平成16年4月 みずほ証券株式会社入社 平成18年8月 カーライル・ジャパン・エル エルシー入社 平成25年9月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 平成26年4月 当社入社 経営企画部長 平成26年10月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	150,000
取締役	CMO	田部 正樹	昭和55年12月8日生	平成16年4月 株式会社丸井グループ入社 平成19年8月 株式会社テイクアンドギヴ・ ニーズ入社 平成26年8月 当社入社 マーケティング部長 平成28年10月 当社取締役CMO(現任)	(注)3	2,500
取締役	COO	福島 広造	昭和54年11月15日生	平成14年7月 フューチャーアーキテクト株式 会社入社 平成18年11月 株式会社ボストン・コンサル ティング・グループ入社 平成27年7月 当社入社 経営企画部長 平成28年11月 当社SCM部長 平成29年10月 当社取締役COO(現任)	(注)3	35,500
取締役	CTO	泉 雄介	昭和54年1月24日生	平成12年6月 株式会社ビジュアルジャパン入 社 平成17年7月 モルガン・スタンレー証券会社 入社 平成24年3月 株式会社ディー・エヌ・エー入 社 平成27年10月 当社入社 システム部長 平成29年10月 当社取締役CTO(現任)	(注)3	7,000
取締役		朝倉 祐介	昭和57年7月23日生	平成19年4月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン入 社 平成22年8月 株式会社ネイキッドテクノ ロジー入社 平成22年10月 同社代表取締役 平成23年10月 株式会社ミクシィ入社 平成25年6月 同社代表取締役社長最高経営 責任者 平成26年11月 スタンフォード大学客員研究 員 平成27年5月 当社取締役(現任) 平成29年3月 政策研究大学院大学客員研究 員(現任) 平成29年7月 シニフィアン株式会社共同代 表(現任) 平成29年12月 株式会社セプテーニ・ホール ディングス取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		玉塚 元一	昭和37年 5 月23日生	昭和60年 4 月 旭硝子株式会社入社 平成10年 7 月 日本アイ・ビー・エム株式会 社入社 平成10年12月 株式会社ファーストリテイリ ング入社 平成14年11月 同社代表取締役社長兼COO 平成17年 9 月 株式会社リヴァンプ設立代表 取締役 平成23年 3 月 株式会社ローソン副社長執行 役員COO 平成24年 5 月 同社取締役副社長執行役員COO 平成25年 5 月 同社取締役代表執行役員COO 平成26年 5 月 同社代表取締役社長 平成28年 6 月 同社代表取締役会長CEO 平成29年 6 月 株式会社ハーツユナイテッド グループ代表取締役社長CEO (現任) 平成29年10月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
常勤監査役		森 尚美	昭和47年 5 月12日生	平成 9 年10月 監査法人トーマツ(現、有限 責任監査法人トーマツ)入所 平成10年11月 朝日監査法人(現、有限責任 あずさ監査法人)入所 平成25年12月 佐藤誠会計事務所入所 平成26年10月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		山田 啓之	昭和39年10月20日生	平成12年11月 エイジックス株式会社設立 代表取締役(現任) 平成13年 1 月 AZX総合会計事務所設立 代表 (現任) 平成16年 9 月 クックパッド株式会社監査役 平成19年 7 月 同社取締役 平成22年 3 月 株式会社トリプレットゲート (現、株式会社ワイヤレス ゲート)監査役 平成25年 7 月 Fringe81株式会社監査役(現 任) 平成26年10月 当社監査役(現任) 平成27年 7 月 株式会社みんなのウェディ ング監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		琴坂 将広	昭和57年 1 月14日生	平成16年 9 月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン入 社 平成25年 4 月 立命館大学経営学部准教授 平成28年 3 月 株式会社ユーザベース監査役 (現任) 平成28年 4 月 慶応義塾大学総合政策学部准 教授(現任) 平成29年 6 月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計						5,830,000

- (注) 1. 取締役朝倉祐介、玉塚元一は社外取締役であります。
2. 監査役森尚美、山田啓之、琴坂将広は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年12月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年 7 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年12月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年 7 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査役及び監査役会がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

会社の機関構成及び内部統制システムの整備状況

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、経営会議、内部監査担当者といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

イ 会社の機関の内容

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）及び非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(c) 経営会議

当社では、代表取締役、取締役、各部門長が出席する経営会議を開催しております。毎週開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて監査役から意見聴取を行っております。

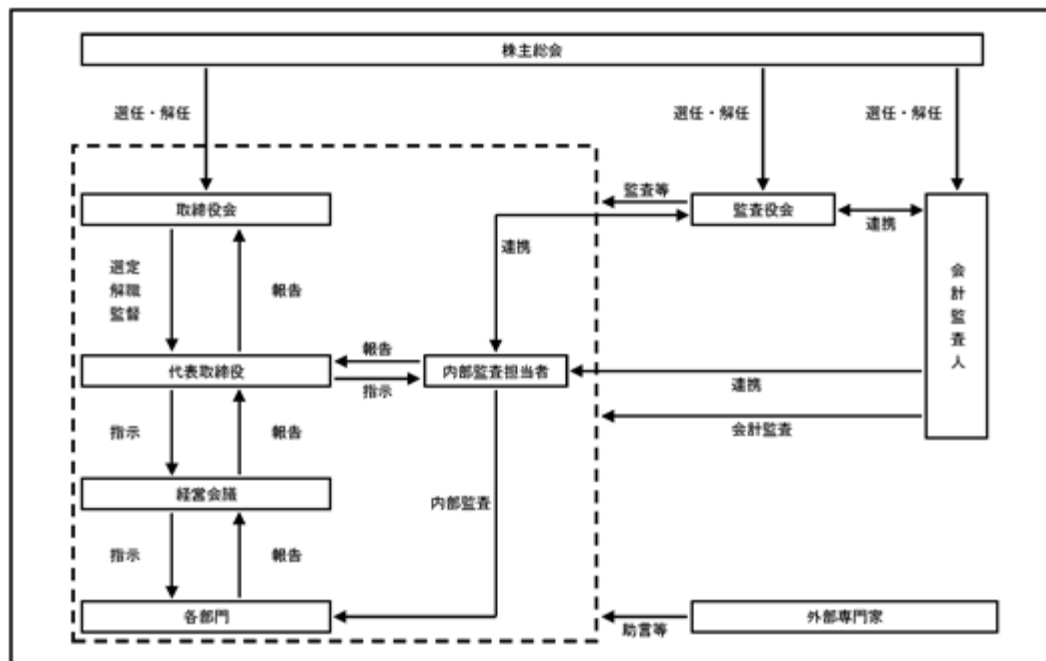
(d) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(e) 内部監査担当者

当社は、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、経営管理部及び印刷事業部に所属する3名の内部監査担当者が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者及び監査役は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行ってまいります。また、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

なお、コーポレート・ガバナンスの体制概要図は次のとおりであります。



□ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成26年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（平成27年5月12日及び平成29年11月16日改訂決議）。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び役員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。
 - (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役及び役員が法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
 - (3) 取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
 - (4) 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - (2) 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図るため、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を担当する部署は、同規程に基づいて関係会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。
 - (2) 内部監査担当者は、必要に応じ当社の関係会社の管理状況及び子会社等の業務活動について、内部監査を実施する。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
 - (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に経営会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。
6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
 - (2) 内部監査担当者は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
 - (2) 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等については監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
8. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会その他重要な会議に出席する。
 - (2) 監査役は代表取締役と定期的な会合を通じ監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
 - (3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (5) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
 - (6) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
 - (7) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
 - (8) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針
- 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営会議が中心となり各部門間等における情報共有を積極的に行っており、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めるとともに、経営管理部長を窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高田慎司及び本間愛雄の2名であります。なお、当社に対する継続監査年数は、いずれも7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他9名で構成されております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員に関する基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

社外取締役の朝倉祐介氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、選任しております。

社外取締役の玉塚元一氏は、複数の上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の森尚美氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し選任しております。

社外監査役の山田啓之氏は、税理士として財務及び会計に関する知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し選任しております。

社外監査役の琴坂将広氏は、大学教員としての知識及び上場会社における社外監査役としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し選任しております。

なお、朝倉祐介氏は当社新株予約権を450個、森尚美氏は当社新株予約権を100個、山田啓之氏は当社新株予約権を50個保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	65,187	51,437	-	13,750	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	2,400	2,400	-	-	-	1
社外監査役	7,050	7,050	-	-	-	4

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載してありません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役又は支配人その他使用人である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計
3銘柄 90,000千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

二 保有目的が純投資目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	-	14,400	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2条第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）及び当事業年度（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2条第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成29年11月1日から平成30年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年8月1日から平成30年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.7%
売上高基準	-
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.3%

(2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.6%
売上高基準	-
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	2.6%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,844,908	3,025,445
売掛金	484,517	728,219
前払費用	45,554	42,160
未収還付法人税等	-	7,636
未収消費税等	79,440	9,739
その他	37,494	19,490
貸倒引当金	-	191
流動資産合計	2,491,915	3,832,500
固定資産		
有形固定資産		
建物	48,592	56,569
減価償却累計額	5,927	13,093
建物(純額)	42,664	43,475
機械及び装置	582,936	582,936
減価償却累計額	47,083	105,377
機械及び装置(純額)	535,852	477,558
工具、器具及び備品	15,629	25,706
減価償却累計額	5,488	10,169
工具、器具及び備品(純額)	10,140	15,536
リース資産	170,000	170,000
減価償却累計額	25,500	42,500
リース資産(純額)	144,500	127,500
有形固定資産合計	733,157	664,070
無形固定資産		
ソフトウェア	18,861	66,601
無形固定資産合計	18,861	66,601
投資その他の資産		
投資有価証券	75,519	90,000
関係会社株式	82,440	82,440
長期前払費用	3,942	-
差入保証金	129,419	134,149
投資その他の資産合計	291,322	306,589
固定資産合計	1,043,342	1,037,262
資産合計	3,535,257	4,869,763

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	462,494	597,255
短期借入金	400,000	260,000
1年内返済予定の長期借入金	26,500	194,868
リース債務	31,211	33,767
未払金	221,886	344,822
未払法人税等	14,491	2,765
前受金	23,518	33,680
ポイント引当金	23,512	4,486
その他	20,375	24,231
流動負債合計	1,223,989	1,495,876
固定負債		
長期借入金	64,500	286,298
リース債務	111,726	77,958
固定負債合計	176,226	364,256
負債合計	1,400,216	1,860,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,920,556	100,000
資本剰余金		
資本準備金	2,897,672	3,922,672
その他資本剰余金	-	160,076
資本剰余金合計	2,897,672	4,082,749
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,685,479	1,175,411
利益剰余金合計	3,685,479	1,175,411
株主資本合計	2,132,749	3,007,338
新株予約権	2,291	2,291
純資産合計	2,135,041	3,009,629
負債純資産合計	3,535,257	4,869,763

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第2四半期会計期間 (平成30年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,744,719
売掛金		751,120
前払費用		60,528
その他		24,280
貸倒引当金		194
流動資産合計		3,580,453
固定資産		
有形固定資産		
建物		191,309
減価償却累計額		19,185
建物(純額)		172,124
機械及び装置		582,936
減価償却累計額		134,524
機械及び装置(純額)		448,411
工具、器具及び備品		32,082
減価償却累計額		13,186
工具、器具及び備品(純額)		18,895
リース資産		170,000
減価償却累計額		50,999
リース資産(純額)		119,000
有形固定資産合計		758,432
無形固定資産		
ソフトウェア		58,350
無形固定資産合計		58,350
投資その他の資産		
投資有価証券		90,000
関係会社株式		127,666
差入保証金		179,907
投資その他の資産合計		397,574
固定資産合計		1,214,357
資産合計		4,794,810

（単位：千円）

当第2四半期会計期間
（平成30年1月31日）

負債の部	
流動負債	
買掛金	607,905
短期借入金	260,000
1年内返済予定の長期借入金	194,868
リース債務	35,131
未払金	153,475
未払法人税等	17,422
未払消費税等	41,847
前受金	44,637
ポイント引当金	807
その他	33,908
流動負債合計	1,390,004
固定負債	
長期借入金	188,864
リース債務	60,044
資産除去債務	102,559
固定負債合計	351,467
負債合計	1,741,472
純資産の部	
株主資本	
資本金	188,598
資本剰余金	2,995,937
利益剰余金	132,135
株主資本合計	3,052,400
新株予約権	938
純資産合計	3,053,338
負債純資産合計	4,794,810

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
売上高	5,082,189	7,675,055
売上原価	4,177,712	5,936,198
売上総利益	904,476	1,738,856
販売費及び一般管理費	¹ 2,338,707	¹ 2,883,997
営業損失（ ）	1,434,231	1,145,140
営業外収益		
受取利息	781	47
受取配当金	780	780
雑収入	16,512	4,457
営業外収益合計	18,074	5,284
営業外費用		
支払利息	15,064	15,777
株式交付費	-	7,235
為替差損	5,246	60
雑損失	2,268	173
営業外費用合計	22,580	23,246
経常損失（ ）	1,438,737	1,163,101
特別損失		
固定資産売却損	² 459	-
固定資産除却損	³ 5,394	³ 509
有価証券評価損	-	⁴ 9,999
特別損失合計	5,854	10,509
税引前当期純損失（ ）	1,444,591	1,173,610
法人税、住民税及び事業税	3,879	1,800
法人税等合計	3,879	1,800
当期純損失（ ）	1,448,470	1,175,411

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)		当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
当期仕入高		3,969,487	95.0	5,544,318	93.4
労務費		75,323	1.8	102,365	1.7
経費		132,901	3.2	289,515	4.9
当期売上原価		4,177,712	100.0	5,936,198	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)		当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
支払運賃(千円)	25,160		144,467	
外注加工費(千円)	38,816		44,654	
減価償却費(千円)	41,935		58,293	

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
売上高	4,903,776
売上原価	3,677,147
売上総利益	1,226,628
販売費及び一般管理費	1,348,166
営業損失()	121,537
営業外収益	
受取利息	26
受取配当金	780
雑収入	550
営業外収益合計	1,357
営業外費用	
支払利息	7,326
株式交付費	2,000
雑損失	122
営業外費用合計	9,449
経常損失()	129,630
税引前四半期純損失()	129,630
法人税、住民税及び事業税	2,505
法人税等合計	2,505
四半期純損失()	132,135

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,920,556	2,897,672	2,897,672	2,237,008	2,237,008	3,581,220	2,291	3,583,512
当期変動額								
新株の発行								-
当期純損失（ ）				1,448,470	1,448,470	1,448,470		1,448,470
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	1,448,470	1,448,470	1,448,470	-	1,448,470
当期末残高	2,920,556	2,897,672	2,897,672	3,685,479	3,685,479	2,132,749	2,291	2,135,041

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,920,556	2,897,672	-	2,897,672	3,685,479	3,685,479	2,132,749	2,291	2,135,041
当期変動額									
新株の発行	1,025,000	1,025,000		1,025,000			2,050,000		2,050,000
当期純損失（ ）					1,175,411	1,175,411	1,175,411		1,175,411
欠損填補	3,845,556		160,076	160,076	3,685,479	3,685,479			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	2,820,556	1,025,000	160,076	1,185,076	2,510,067	2,510,067	874,588	-	874,588
当期末残高	100,000	3,922,672	160,076	4,082,749	1,175,411	1,175,411	3,007,338	2,291	3,009,629

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	1,444,591	1,173,610
減価償却費	80,318	105,255
有価証券評価損益(は益)	-	9,999
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	191
その他の引当金の増減額(は減少)	3,177	19,026
受取利息及び受取配当金	1,561	827
支払利息	15,064	15,777
為替差損益(は益)	5,055	-
固定資産売却損益(は益)	459	-
固定資産除却損	5,394	509
売上債権の増減額(は増加)	186,070	243,701
仕入債務の増減額(は減少)	156,575	134,761
未払金の増減額(は減少)	20,363	122,935
その他	45,818	91,253
小計	1,299,994	956,483
利息及び配当金の受取額	1,561	827
利息の支払額	15,131	16,298
法人税等の支払額	1,970	2,835
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,315,534	974,789
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	9,999	24,480
有形固定資産の取得による支出	390,915	18,644
無形固定資産の取得による支出	10,399	58,688
差入保証金の差入による支出	83,429	11,815
差入保証金の返還による収入	21,315	-
非連結子会社株式の取得による支出	87,496	-
その他の支出	82	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	561,007	113,627
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400,000	260,000
短期借入金の返済による支出	-	400,000
長期借入れによる収入	-	500,000
長期借入金の返済による支出	9,000	109,834
株式の発行による収入	-	2,050,000
リース債務の返済による支出	28,867	31,211
財務活動によるキャッシュ・フロー	362,132	2,268,954
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,514,410	1,180,537
現金及び現金同等物の期首残高	3,359,318	1,844,908
現金及び現金同等物の期末残高	1,844,908	3,025,445

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	129,630
減価償却費	56,976
貸倒引当金の増減額(は減少)	3
その他の引当金の増減額(は減少)	4,720
受取利息及び受取配当金	806
支払利息	7,326
売上債権の増減額(は増加)	22,900
仕入債務の増減額(は減少)	10,649
未払金の増減額(は減少)	191,346
その他	63,062
小計	201,944
利息及び配当金の受取額	806
利息の支払額	7,172
法人税等の支払額	2,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	38,750
差入保証金の差入による支出	47,535
非連結子会社株式の取得による支出	45,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	131,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	97,434
株式の発行による収入	175,844
リース債務の返済による支出	16,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,859
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	280,726
現金及び現金同等物の期首残高	3,025,445
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,744,719

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、機械及び装置並びに平成28年 4月 1日以降取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年
機械及び装置	10年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

（2）ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、機械及び装置並びに平成28年 4月 1日以降取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

機械及び装置 10年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年 6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第 3 項の規定に基づき、平成28年 8月 1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（売上高の計上方法の変更）

運送事業における売上高の計上方法は、従来、同事業における利用運送に係る取引については、顧客に対する売上から輸送運賃等の売上原価を控除した純額を表示する方法（純額表示）によっておりましたが、翌事業年度より、当該売上高及び売上原価を区分し、それぞれの総額を売上高及び売上原価として表示する方法（総額表示）に変更しております。

この変更は、同事業において、主たる取引である利用運送に係る取引で役務提供当事者としての側面が強まっていることから、売上高の計上方法を再検討した結果、総額表示が同事業の事業活動をより適切に反映していると判断したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第 3 項の規定に基づき、当事業年度については総額表示としております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高及び売上原価は、それぞれ25,160千円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、当事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（売上高の計上方法の変更）

運送事業における売上高の計上方法は、従来、同事業における利用運送に係る取引については、顧客に対する売上から輸送運賃等の売上原価を控除した純額を表示する方法（純額表示）によっておりましたが、当事業年度より、当該売上及び売上原価を区分し、それぞれの総額を売上高及び売上原価として表示する方法（総額表示）に変更しております。

この変更は、同事業において、主たる取引である利用運送に係る取引で役務提供当事者としての側面が強まっていることから、売上高の計上方法を再検討した結果、総額表示が同事業の事業活動をより適切に反映していると判断したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については、遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高及び売上原価は、それぞれ25,160千円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、前事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類 1）から（分類 5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類 2）及び（分類 3）に係る分類の要件

- ・（分類２）に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類３）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類４）に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

２．適用予定日

平成28年 8月 1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40%、当事業年度43%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
給料及び手当	386,549千円	634,345千円
広告宣伝費	1,130,724	1,385,252
貸倒引当金繰入額	-	191
減価償却費	21,383	29,961
ポイント引当金繰入額	23,512	-

- 2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
機械及び装置	459千円	- 千円
計	459	-

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
建物	- 千円	253千円
工具、器具及び備品	430	255
ソフトウェア	4,893	-
その他	70	-
計	5,394	509

- 4 有価証券評価損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
投資有価証券	- 千円	9,999千円
計	-	9,999

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	147,759	-	-	147,759
A種優先株式	68,961	-	-	68,961
合計	216,720	-	-	216,720

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	2,291
	合計	-	-	-	-	-	2,291

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	147,759	-	-	147,759
A種優先株式	68,961	-	-	68,961
B種優先株式（注）	-	25,000	-	25,000
合計	216,720	25,000	-	241,720

（注）B種優先株式の増加25,000株は、第三者割当により株式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	2,291
	合計	-	-	-	-	-	2,291

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
現金及び預金勘定	1,844,908千円	3,025,445千円
現金及び現金同等物	1,844,908	3,025,445

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

印刷機器（機械及び装置）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

印刷機器（機械及び装置）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建ての債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注3）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,844,908	1,844,908	-
(2) 売掛金	484,517	484,517	-
(3) 差入保証金	94,574	92,566	2,007
資産計	2,424,000	2,421,992	2,007
(1) 買掛金	462,494	462,494	-
(2) 未払金	221,886	221,886	-
(3) 短期借入金	400,000	400,000	-
(4) 長期借入金	91,000	91,832	832
(5) リース債務	142,937	142,352	585
負債計	1,318,318	1,318,565	246

（注）1．上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

2．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金及び(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年7月31日)
非上場株式	75,519
関係会社株式	82,440

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,844,908	-	-	-
売掛金	484,517	-	-	-
差入保証金	5,000	63,347	26,227	-
合計	2,334,426	63,347	26,227	-

(注) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,500	28,200	28,200	8,100	-	-
リース債務	31,211	33,767	36,556	41,402	-	-
合計	57,711	61,967	64,756	49,502	-	-

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建ての債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注3）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,025,445	3,025,445	-
(2) 売掛金	728,219	728,219	-
(3) 差入保証金	106,389	113,629	7,239
資産計	3,860,055	3,867,294	7,239
(1) 買掛金	597,255	597,255	-
(2) 未払金	344,822	344,822	-
(3) 短期借入金	260,000	260,000	-
(4) 長期借入金	481,166	479,914	1,251
(5) リース債務	111,726	111,201	525
負債計	1,794,970	1,793,193	1,776

(注) 1. 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金及び(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年7月31日)
非上場株式	90,000
関係会社株式	82,440

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,025,445	-	-	-
売掛金	728,219	-	-	-
差入保証金	18,347	61,815	26,227	-
合計	3,772,012	61,815	26,227	-

(注) 上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	194,868	194,868	91,430	-	-	-
リース債務	33,767	36,556	41,402	-	-	-
合計	228,635	231,424	132,832	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年7月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式82,440千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券75,519千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年7月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式82,440千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券90,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について9,999千円（その他有価証券の株式9,999千円）減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年2月1日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名	当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 170,400株	普通株式 600,000株	普通株式 127,800株
付与日	平成24年1月21日	平成24年11月14日	平成25年5月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年1月21日 至 平成34年1月20日	自 平成24年11月15日 至 平成34年11月15日	自 平成27年5月21日 至 平成35年5月20日

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 92,000株	普通株式 583,400株	普通株式 325,000株
付与日	平成25年10月29日	平成26年11月21日	平成26年11月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年10月30日 至 平成35年10月29日	自 平成28年11月22日 至 平成36年11月21日	自 平成26年11月22日 至 平成36年11月21日

	第4-2回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社社外取締役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社社外監査役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 79,000株	普通株式 480,000株
付与日	平成27年1月13日	平成27年5月25日	平成27年5月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日	自 平成29年5月23日 至 平成37年5月22日	自 平成27年5月26日 至 平成37年5月25日

	第6-2回新株予約権	第6-3回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 15名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 56,000株	普通株式 212,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成27年8月11日	平成27年10月27日	平成27年10月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年8月12日 至 平成37年8月11日	自 平成29年10月14日 至 平成37年10月13日	自 平成27年10月28日 至 平成37年10月27日

	第6-4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 11,000株
付与日	平成28年3月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年3月9日 至 平成38年3月8日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	35,200	-	80,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	35,200	-	80,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	375,000	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	375,000	-

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	10,000	528,000	-
付与	-	-	-
失効	-	25,400	-
権利確定	-	-	-
未確定残	10,000	502,600	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	325,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	325,000

	第4 - 2 回新株予約権	第6 回新株予約権	第7 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	15,000	79,000	-
付与	-	-	-
失効	-	21,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	15,000	58,000	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	480,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	480,000

	第6 - 2 回新株予約権	第6 - 3 回新株予約権	第8 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	56,000	212,000	12,000
失効	-	5,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	56,000	207,000	12,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

第 6 - 4 回新株予約権	
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	11,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	11,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格（円）	32	77	77
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第 3 - 2 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
権利行使価格（円）	77	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第 4 - 2 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第 6 - 2 回新株予約権	第 6 - 3 回新株予約権	第 8 回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第6-4回新株予約権
権利行使価格（円）	313
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日にける本源的価値の増減額

当事業年度末における本源的価値の合計額	148,318千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年2月1日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名	当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 170,400株	普通株式 600,000株	普通株式 127,800株
付与日	平成24年1月21日	平成24年11月14日	平成25年5月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年1月21日 至 平成34年1月20日	自 平成24年11月15日 至 平成34年11月15日	自 平成27年5月21日 至 平成35年5月20日

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 92,000株	普通株式 583,400株	普通株式 325,000株
付与日	平成25年10月29日	平成26年11月21日	平成26年11月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年10月30日 至 平成35年10月29日	自 平成28年11月22日 至 平成36年11月21日	自 平成26年11月22日 至 平成36年11月21日

	第4-2回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社社外取締役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社社外監査役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 79,000株	普通株式 480,000株
付与日	平成27年1月13日	平成27年5月25日	平成27年5月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年1月14日 至 平成37年1月13日	自 平成29年5月23日 至 平成37年5月22日	自 平成27年5月26日 至 平成37年5月25日

	第6-2回新株予約権	第6-3回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 15名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 56,000株	普通株式 212,000株	普通株式 12,000株
付与日	平成27年8月11日	平成27年10月27日	平成27年10月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年8月12日 至 平成37年8月11日	自 平成29年10月14日 至 平成37年10月13日	自 平成27年10月28日 至 平成37年10月27日

	第6-4回新株予約権	第9回新株予約権	第9-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 11,000株	普通株式 273,000株	普通株式 76,000株
付与日	平成28年3月9日	平成28年10月27日	平成28年12月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年3月9日 至 平成38年3月8日	自 平成30年10月28日 至 平成38年10月27日	自 平成30年12月15日 至 平成38年12月14日

	第9-3回新株予約権	第9-4回新株予約権	第9-5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 4名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,000株	普通株式 7,000株	普通株式 152,000株
付与日	平成29年2月8日	平成29年4月12日	平成29年5月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年2月9日 至 平成39年2月8日	自 平成31年4月13日 至 平成39年4月12日	自 平成31年5月18日 至 平成39年5月17日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 60,000株
付与日	平成29年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年6月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	35,200	-	80,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	35,200	-	80,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	375,000	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	375,000	-

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	10,000	502,600	-
付与	-	-	-
失効	-	1,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	10,000	501,600	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	325,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	325,000

	第4 - 2 回新株予約権	第6 回新株予約権	第7 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	15,000	58,000	-
付与	-	-	-
失効	5,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	10,000	58,000	-
権利確定後（株）			-
前事業年度末	-	-	480,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	480,000

	第6 - 2 回新株予約権	第6 - 3 回新株予約権	第8 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	56,000	207,000	12,000
付与	-	-	-
失効	5,000	35,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	51,000	172,000	12,000
権利確定後（株）			-
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第 6 - 4 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第 9 - 2 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	11,000	-	-
付与	-	273,000	76,000
失効	-	7,000	40,000
権利確定	-	-	-
未確定残	11,000	266,000	36,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第 9 - 3 回新株予約権	第 9 - 4 回新株予約権	第 9 - 5 回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	13,000	7,000	152,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	13,000	7,000	152,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第10回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	60,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	60,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	32	77	77
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第3-2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	77	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第4-2回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第6-2回新株予約権	第6-3回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第6 - 4 回新株予約権	第9 回新株予約権	第9 - 2 回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第9 - 3 回新株予約権	第9 - 4 回新株予約権	第9 - 5 回新株予約権
権利行使価格（円）	313	313	313
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-

	第10回新株予約権
権利行使価格（円）	313
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 149,831千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 千円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成28年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,299千円
ポイント引当金	7,256
繰越欠損金	1,101,133
未確定債務	2,791
一括償却資産	2,595
その他	4,550
繰延税金資産小計	1,121,625
評価性引当額	1,121,625
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年8月1日に開始する事業年度及び平成29年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（平成29年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年7月31日)
繰延税金資産	
貸倒損失	90千円
ポイント引当金	1,529
未払賞与	4,185
未確定債務	4,927
一括償却資産	3,177
投資有価証券評価損	3,408
資産除去債務	3,782
繰越欠損金	1,142,138
その他	1,845
繰延税金資産小計	1,165,086
評価性引当額	1,162,482
繰延税金資産合計	2,603
繰延税金負債	
還付事業税	2,603
繰延税金負債合計	2,603
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は「印刷事業」と「運送事業」の2つを報告セグメントとしております。

「印刷事業」は印刷のプラットフォームサービスである「ラクスル」を展開しております。「運送事業」は物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を展開しております。

なお、当社の報告セグメントは従来単一セグメントとしておりましたが、翌事業年度より運送事業に関してより適切な経営資源の配分の決定及び業績評価を行うことといたしました。そのため、翌事業年度より、報告セグメントを「印刷事業」、「運送事業」に変更しております。

このセグメント区分の変更に伴い、当事業年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部取引は存在しておりません。また当社では事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、3	財務諸表 計上額 (注) 2
	印刷事業	運送事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	5,052,149	30,040	5,082,189	-	5,082,189
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,052,149	30,040	5,082,189	-	5,082,189
セグメント利益 又は損失()	287,863	18,242	269,621	1,703,852	1,434,231
その他の項目					
減価償却費	65,178	1,915	67,094	13,224	80,318
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	337,305	11,086	348,391	60,915	409,306

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,703,852千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. その他の項目の調整額は、全社資産に係るものであります。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は「印刷事業」と「運送事業」の2つを報告セグメントとしております。

「印刷事業」は印刷のプラットフォームサービスである「ラクスル」を展開しております。「運送事業」は物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を展開しております。

なお、当社の報告セグメントは従来単一セグメントとしておりましたが、当事業年度より運送事業に関してより適切な経営資源の配分の決定及び業績評価を行うことといたしました。そのため、当事業年度より、報告セグメントを「印刷事業」、「運送事業」に変更しております。

このセグメント区分の変更に伴い、前事業年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部取引は存在しておりません。また当社では事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

（売上高の計上方法の変更）

「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、運送事業における売上高の計上方法を変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度の「運送事業」セグメントの売上高が25,160千円増加しておりますが、セグメント利益に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	印刷事業	運送事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	7,500,337	168,670	7,669,008	6,047	7,675,055	-	7,675,055
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	7,500,337	168,670	7,669,008	6,047	7,675,055	-	7,675,055
セグメント利益 又は損失()	1,061,241	25,681	1,035,560	6,047	1,041,608	2,186,748	1,145,140
その他の項目							
減価償却費	85,199	1,041	86,241	-	86,241	19,013	105,255
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	58,688	-	58,688	-	58,688	18,644	77,332

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム構築支援事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 2,186,748千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

4. その他の項目の調整額は、全社資産に係るものであります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	RAKSUL INTERNATIONAL PTE. LTD.	シンガポール	82,440	投資事業	（所有）直接 100.0	資金の援助	出資の引受	82,440	-	-

（注）当社が子会社設立により出資を引き受けたものであります。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	（株）オプトホールディング	東京都千代田区	7,835,926	広告事業	（被所有）直接 19.7	営業活動の支援者	第三者割当増資	235,012	-	-

（注）当社が行った第三者割当増資を、(株)オプトホールディングが1株につき82,000円で引き受けたものであります。

（ 1株当たり情報）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
1株当たり純資産額	126.35円
1株当たり当期純損失金額()	98.03円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 当社は、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額()を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
当期純損失金額()(千円)	1,448,470
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	1,448,470
普通株式の期中平均株式数(株)	14,775,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式(6,896,100株) なお、潜在株式の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(4)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。 新株予約権13種類(21,668個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
1株当たり純資産額	205.90円
1株当たり当期純損失金額()	79.55円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
当期純損失金額()(千円)	1,175,411
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	1,175,411
普通株式の期中平均株式数(株)	14,775,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式(6,896,100株) なお、潜在株式の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(4)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。 B種優先株式(2,500,000株) なお、潜在株式の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(4)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。 新株予約権19種類(26,548個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

（第三者割当による新株式発行）

当社は、平成28年 7月13日開催の取締役会において、新株式発行を決議し、平成28年 8月 5日に払込が完了しました。概要は以下のとおりであります。

（1）募集方法

第三者割当

（2）発行する株式の種類及び数

B種優先株式 25,000株

（3）発行価額

1株につき82,000円

（4）発行価額の総額

2,050,000千円

（5）発行価額のうち資本へ組み入れる額

1,025,000千円

（6）払込期日

平成28年 8月 5日

（7）資金の使途

今後の顧客基盤拡大の為にマーケティング投資等に充当いたします。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. 第11回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成29年10月27日開催の定時株主総会決議に基づき、平成29年10月27日開催の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。なお、以下の数字は平成30年 2月 1日付で実施した株式分割前の数字を記載しております。

（1）ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大のコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

（2）新株予約権の割当日

平成29年10月27日

（3）新株予約権の総数

960個

（4）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式960株（新株予約権 1個につき 1株）

（5）新株予約権の割当対象者

当社の取締役 3名

当社の従業員 5名

（6）新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。

（7）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

総額32,640,000円（1株34,000円）

（8）新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額

発行価格：1株につき34,000円

資本組入額：1株につき17,000円

（9）新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額：32,640,000円

資本組入額の総額：16,320,000円

（10）新株予約権の行使期間

平成31年10月28日から平成39年10月27日

（11）新株予約権の行使の条件

新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

本新株予約権の相続はこれを認めない。

本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

- ア 上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
- イ 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
- ウ 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
- エ 上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
- オ 上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、平成29年10月27日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、過年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額1,175,411千円を計上するに至っております。

この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うことといたしました。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,922,672千円を1,015,334千円減少して、2,907,338千円としました。

資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち、1,175,411千円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。

減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,175,411千円

増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 1,175,411千円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議日 平成29年10月11日

株主総会決議日 平成29年10月27日

効力発生日 平成29年10月27日

3. 優先株式の普通株式との交換及び自己株式（優先株式）の消却

当社は、平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月21日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

(1) 取得株式数

A種優先株式 68,961株

B種優先株式 25,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 93,961株

(3) 交付後の発行済普通株式数

241,720株

4. 新株予約権の行使

第2回新株予約権 (注)4

当社が発行いたしました第2回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	3,750個
交付株式数	3,750株
行使価額総額	28,875千円
未行使新株予約権個数	-
増加する発行済株式数	3,750株
資本金増加額 (注)1	14,456千円
資本準備金増加額 (注)1	14,456千円

(注)1. 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額18千円がそれぞれ含まれておりません。

第5回新株予約権 (注)4

当社が発行いたしました第5回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	3,250個
交付株式数	3,250株
行使価額総額	101,627千円
未行使新株予約権個数	-
増加する発行済株式数	3,250株
資本金増加額 (注)2	51,268千円
資本準備金増加額 (注)2	51,268千円

(注)2. 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額455千円がそれぞれ含まれております。

第7回新株予約権 (注)4

当社が発行いたしました第7回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	1,450個
交付株式数	1,450株
行使価額総額	45,341千円
未行使新株予約権個数	3,350個
増加する発行済株式数	1,450株
資本金増加額 (注)3	22,873千円
資本準備金増加額 (注)3	22,873千円

(注)3. 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額203千円がそれぞれ含まれておりません。

4. 上記の新株予約権の行使による新株の発行及び平成30年2月1日付で実施した株式分割の結果、本書提出日現在の発行済株式総数は25,017,000株、資本金は188,598千円、資本準備金は2,995,937千円となっております。

5. 株式分割及び発行可能株式総数の増加

当社は、平成30年1月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施し、併せて発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させる定款の一部変更を行いました。

(1) 株式分割の方法

平成30年2月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	250,170株
今回の分割により増加する株式数	24,766,830株
株式分割後の発行済株式総数	25,017,000株
株式分割後の発行可能株式総数	96,688,000株

(3) 株式分割の基準日及び効力発生日

平成30年2月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年2月1日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	株主総会決議日	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成24年1月20日	-	3,200円	32円
第2回新株予約権	平成24年11月13日	平成24年11月5日	7,700円	77円
第3回新株予約権	平成24年12月17日	平成25年5月20日	7,700円	77円
第3-2回新株予約権	平成24年12月17日	平成25年10月29日	7,700円	77円
第4回新株予約権	平成26年10月24日	平成26年11月21日	31,270円	313円
第5回新株予約権	平成26年10月24日	平成26年11月21日	31,270円	313円
第4-2回新株予約権	平成26年10月24日	平成27年1月13日	31,270円	313円
第6回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年5月12日	31,270円	313円
第7回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年5月12日	31,270円	313円
第6-2回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年8月11日	31,270円	313円
第6-3回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年10月13日	31,270円	313円
第8回新株予約権	平成27年10月27日	平成27年10月13日	31,270円	313円
第6-4回新株予約権	平成27年5月22日	平成28年3月8日	31,270円	313円
第9回新株予約権	平成28年10月27日	平成28年10月27日	31,270円	313円
第9-2回新株予約権	平成28年10月27日	平成28年12月14日	31,270円	313円
第9-3回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年2月8日	31,270円	313円
第9-4回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年4月12日	31,270円	313円
第9-5回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年5月17日	31,270円	313円
第10回新株予約権	平成29年6月30日	平成29年6月15日	31,270円	313円
第11回新株予約権	平成29年10月27日	平成29年10月27日	34,000円	340円

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
給料及び手当	372,825千円
広告宣伝費	504,872
貸倒引当金繰入額	3
減価償却費	19,137

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	2,744,719千円
現金及び現金同等物	2,744,719

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 当社は、平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月21日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

(2) 平成30年1月16日開催の取締役会において、株式分割(普通株式1株につき、100株の割合をもって分割)を決議し、平成30年2月1日を基準日として株式分割を行いました。

(3) 平成30年1月30日付で、当社役員が保有する第2回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権について権利行使による払込を受けました。この結果、資本金が88,598千円、資本準備金が88,598千円増加いたしました。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成29年8月1日至平成30年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
	印刷事業	運送事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	4,703,097	169,196	4,872,293	31,482	4,903,776	-	4,903,776
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	1,552	1,552	-	1,552	1,552	-
計	4,703,097	170,748	4,873,845	31,482	4,905,328	1,552	4,903,776
セグメント利益 又は損失()	851,897	46,981	804,916	18,761	823,677	945,215	121,537

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム構築支援事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 945,215千円には、セグメント間取引消去 1,552千円、各報告セグメントに配分していない全社費用が 943,663千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額（ ）及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額（ ）	7円83銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額（ ）（千円）	132,135
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純損失金額（ ）（千円）	132,135
普通株式の期中平均株式数（株）	16,874,189
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<p>1. 第11回新株予約権の付与 (平成29年10月27日定時株主総会及び取締役会決議)</p> <p>新株予約権の数 960個 普通株式 96,000株</p> <p>2. 全てのA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付、並びに当該A種優先株式及びB種優先株式を消却(平成29年12月21日)</p> <p>3. 新株予約権の行使 (平成30年1月30日)</p> <p>第2回新株予約権 新株予約権の数 3,750個 普通株式 375,000株</p> <p>第5回新株予約権 新株予約権の数 3,250個 普通株式 325,000株</p> <p>第7回新株予約権 新株予約権の数 1,450個 普通株式 145,000株</p>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年2月1日付で株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失金額（ ）を算定しております。

（重要な後発事象）

1．優先株式の普通株式との交換及び自己株式（優先株式）の消却

当社は、平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月21日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

（1）取得株式数

A種優先株式 68,961株

B種優先株式 25,000株

（2）交換により交付した普通株式数

普通株式 93,961株

（3）交付後の発行済普通株式数

241,720株

2．新株予約権の行使

第2回新株予約権（注）4

当社が発行いたしました第2回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	3,750個
交付株式数	3,750株
行使価額総額	28,875千円
未行使新株予約権個数	-
増加する発行済株式数	3,750株
資本金増加額（注）1	14,456千円
資本準備金増加額（注）1	14,456千円

（注）1．資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額18千円がそれぞれ含まれております。

第5回新株予約権（注）4

当社が発行いたしました第5回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	3,250個
交付株式数	3,250株
行使価額総額	101,627千円
未行使新株予約権個数	-
増加する発行済株式数	3,250株
資本金増加額（注）2	51,268千円
資本準備金増加額（注）2	51,268千円

（注）2．資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額455千円がそれぞれ含まれております。

第7回新株予約権（注）4

当社が発行いたしました第7回新株予約権につき平成30年1月30日に以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	1,450個
交付株式数	1,450株
行使価額総額	45,341千円
未行使新株予約権個数	3,350個
増加する発行済株式数	1,450株
資本金増加額（注）3	22,873千円
資本準備金増加額（注）3	22,873千円

（注）3．資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額203千円がそれぞれ含まれております。

4．上記の新株予約権の行使による新株の発行及び平成30年2月1日付で実施した株式分割の結果、本書提出日現在の発行済株式総数は25,017,000株、資本金は188,598千円、資本準備金は2,995,937千円となっております。

3. 株式分割及び発行可能株式総数の増加

当社は、平成30年1月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施し、併せて発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させる定款の一部変更を行いました。

(1) 株式分割の方法

平成30年2月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	250,170株
今回の分割により増加する株式数	24,766,830株
株式分割後の発行済株式総数	25,017,000株
株式分割後の発行可能株式総数	96,688,000株

(3) 株式分割の基準日及び効力発生日

平成30年2月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年2月1日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	株主総会決議日	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成24年1月20日	-	3,200円	32円
第2回新株予約権	平成24年11月13日	平成24年11月5日	7,700円	77円
第3回新株予約権	平成24年12月17日	平成25年5月20日	7,700円	77円
第3-2回新株予約権	平成24年12月17日	平成25年10月29日	7,700円	77円
第4回新株予約権	平成26年10月24日	平成26年11月21日	31,270円	313円
第5回新株予約権	平成26年10月24日	平成26年11月21日	31,270円	313円
第4-2回新株予約権	平成26年10月24日	平成27年1月13日	31,270円	313円
第6回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年5月12日	31,270円	313円
第7回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年5月12日	31,270円	313円
第6-2回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年8月11日	31,270円	313円
第6-3回新株予約権	平成27年5月22日	平成27年10月13日	31,270円	313円
第8回新株予約権	平成27年10月27日	平成27年10月13日	31,270円	313円
第6-4回新株予約権	平成27年5月22日	平成28年3月8日	31,270円	313円
第9回新株予約権	平成28年10月27日	平成28年10月27日	31,270円	313円
第9-2回新株予約権	平成28年10月27日	平成28年12月14日	31,270円	313円
第9-3回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年2月8日	31,270円	313円
第9-4回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年4月12日	31,270円	313円
第9-5回新株予約権	平成28年10月27日	平成29年5月17日	31,270円	313円
第10回新株予約権	平成29年6月30日	平成29年6月15日	31,270円	313円
第11回新株予約権	平成29年10月27日	平成29年10月27日	34,000円	340円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
		（株）ニシカワ	52,000	65,520
		プリントネット（株）	40,000	24,480
		（株）アト	22	0
		小計	92,022	90,000
		計	92,022	90,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	48,592	8,241	265	56,569	13,093	7,186	43,475
機械及び装置	582,936	-	-	582,936	105,377	58,293	477,558
工具、器具及び備品	15,629	10,402	326	25,706	10,169	4,787	15,536
リース資産	170,000	-	-	170,000	42,500	17,000	127,500
有形固定資産計	817,158	18,644	591	835,211	171,139	87,266	664,070
無形固定資産							
ソフトウェア	36,784	58,688	-	95,472	28,871	10,947	66,601
無形固定資産計	36,784	58,688	-	95,472	28,871	10,947	66,601
長期前払費用	3,942	1,010	4,953	-	-	-	-

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	京都事務所開設に伴う内装工事費用等	8,241千円
工具、器具及び備品	サーバー増強費用等	10,402千円
ソフトウェア	印刷デザイン用ソフトウェアの取得等	58,688千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金	400,000	260,000	0.5	-
１年以内に返済予定の長期借入金	26,500	194,868	1.0	-
１年以内に返済予定のリース債務	31,211	33,767	-	-
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	64,500	286,298	1.0	平成29年～32年
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	111,726	77,958	-	平成29年～32年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	633,937	852,892	-	-

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	36,556	41,402	-	-
長期借入金	194,868	91,430	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	191	-	-	191
ポイント引当金	23,512	4,486	16,536	6,976	4,486

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、ポイントの失効による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	279
預金	
普通預金	2,825,144
定期預金	200,021
小計	3,025,166
合計	3,025,445

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
GMOペイメントゲートウェイ（株）	388,658
（株）ネットプロテクションズ	319,519
アマゾンジャパン（同）	8,922
佐川急便（株）	1,615
チムニー（株）	1,084
その他	8,419
合計	728,219

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
484,517	8,289,060	8,045,358	728,219	91.7	27

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
プリントネット（株）	177,995
昭栄印刷（株）	50,706
伊藤忠紙パルプ（株）	41,282
（株）ニシカワ印刷	32,100
（株）プリマリール	30,605
その他	264,563
合計	597,255

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
（株）博報堂	136,041
新日本有限責任監査法人	15,552
三井住友カード（株）	14,418
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・イン コーポレイテッド	11,618
Google Japan G.K.	11,158
その他	156,033
合計	344,822

（３）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末から3か月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://corp.raksul.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年8月5日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 柳正憲	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	普通株式 79	2,470,330 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	株式会社オプトホールディング 代表取締役 鉢嶺登	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,559	48,749,930 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 507	15,853,890 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners株式会社 代表取締役 杉山一康	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー	-	普通株式 299	9,349,730 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4	Global Catalyst Partners Japan 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Global Catalyst Venture Management Japan合同改社 代表社員 大澤弘治	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館7階	-	普通株式 56	1,751,120 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 柳正憲	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	普通株式 1,948	60,913,960 (31,270) (注)6	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Japanese Values PLC	Beech Gate Millfield Lane, Lower Kingswood, Tadworth, Surrey KT20 6RB United Kingdom	-	普通株式 759	23,733,930 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Institutional Funds EPJ (Fidelity Institutional Japan Fund)	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	-	普通株式 558	17,448,660 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Funds F/JOPP (Fidelity Funds - Japan Opportunities Pool)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	-	普通株式 42	1,313,340 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Funds F/JPA (Fidelity Funds - Japan Aggressive)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	-	普通株式 421	13,164,670 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Funds F/LJA (Fidelity Funds - Japan Advantage)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	-	普通株式 353	11,038,310 (31,270) (注)6	所有者の事情による
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Funds FF/JSC (Fidelity Funds - Japan Smaller Companies Fund)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	-	普通株式 397	12,414,190 (31,270) (注)6	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年8月5日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社代表取締役安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Fidelity Investment Funds FJSST（Fidelity Japan Smaller Companies Fund）	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	-	普通株式 222	6,941,940 （31,270） （注）6	所有者の事情による
平成28年8月5日	プラス株式会社代表取締役社長今泉公二	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	特別利害関係者等（大株主上位10名）（注）4	株式会社日本政策投資銀行代表取締役柳正憲	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	特別利害関係者等（大株主上位10名）（注）5	普通株式 6,396	200,002,920 （31,270） （注）6	所有者の事情による
平成28年10月28日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	-	永見世央	東京都渋谷区	特別利害関係者等（当社の取締役）	普通株式 50	1,563,500 （31,270） （注）6	所有者の事情及び経営参画意識向上のため
平成28年10月28日	利根川裕太	神奈川県藤沢市	-	田部正樹	東京都品川区	特別利害関係者等（当社の取締役）	普通株式 25	781,750 （31,270） （注）6	所有者の事情及び経営参画意識向上のため
平成29年7月3日	WiL Fund I, L.P.（常任代理人株式会社WiL）	102 University Ave., Suite 1A Palo Alto, CA94301, USA	特別利害関係者等（大株主上位10名）	ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長山内雅喜	東京都中央区銀座2丁目16番10号	-	A種優先株式 1,500	123,000,000 （82,000） （注）6	業務提携のため
平成29年12月21日	-	-	-	株式会社オプトホールディング代表取締役鉢嶺登	東京都千代田区四番町6東急番町ビル	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 39,934 A種優先株式 37,068 B種優先株式 2,866	-	（注）7
平成29年12月21日	-	-	-	株式会社日本政策投資銀行代表取締役柳正憲	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 15,488 B種優先株式 15,488	-	（注）7
平成29年12月21日	-	-	-	グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合無限責任組合員グローバル・ブレイン株式会社代表取締役社長百合本安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 9,552 A種優先株式 8,620 B種優先株式 932	-	（注）7
平成29年12月21日	-	-	-	WiL Fund I, L.P.（常任代理人株式会社WiL）	102 University Ave., Suite 1A Palo Alto, CA94301, USA	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 1,948 A種優先株式 1,948	-	（注）7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成29年12月21日	-	-	-	テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 中野慎三	東京都港区北青山2丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 3,448 A種優先株式 3,448	-	（注）7
平成29年12月21日	-	-	-	株式会社リンクアンドモチベーション 代表取締役 小笹芳央	東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX12階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 5,172 A種優先株式 5,172	-	（注）7
平成29年12月21日	-	-	-	AT-I投資事業有限責任組合無限責任組合員 グリーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 天野雄介	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル3階	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 5,172 A種優先株式 5,172	-	（注）7
平成30年1月30日	-	-	-	松本恭攝	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	普通株式 3,750	28,875,000 (7,700) (注)8	新株予約権の権利行使
平成30年1月30日	-	-	-	松本恭攝	東京都港区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	普通株式 3,250	101,627,500 (31,270) (注)8	新株予約権の権利行使
平成30年1月30日	-	-	-	永見世央	東京都渋谷区	特別利害関係者等（当社の取締役）	普通株式 1,450	45,341,500 (31,270) (注)8	新株予約権の権利行使
平成30年2月7日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)4	ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	-	普通株式 25,000	-	現物分配による承継
平成30年2月7日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命丸の内ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)4	日本生命保険相互会社 代表取締役 清水博	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)9	普通株式 475,000	-	現物分配による承継

（注）1 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年8月1

日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしてされています。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてされています。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)から外れております。
5. 当該移動及び同日付の第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
6. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
7. 平成29年12月21日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
8. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
9. 当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
10. 当社は、平成30年1月16日開催の取締役会にて、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行う旨決議しておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、平成30年2月7日の移動を除き、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年8月5日	平成27年8月11日	平成27年10月27日
種類	B種優先株式	第6 - 2回新株予約権 (ストック・オプション)	第6 - 3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	25,000株	普通株式 560株	普通株式 2,120株
発行価格	82,000円 (注)4	31,270円 (注)4	31,270円 (注)4
資本組入額	41,000円	15,635円	15,635円
発行価額の総額	2,050,000,000円	17,511,200円	66,292,400円
資本組入額の総額	1,025,000,000円	8,755,600円	33,146,200円
発行方法	有償第三者割当	平成27年5月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年5月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年10月27日	平成28年3月9日	平成28年10月27日
種類	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第6 - 4回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 120株	普通株式 110株	普通株式 2,730株
発行価格	31,270円 (注)4	31,270円 (注)4	31,270円 (注)4
資本組入額	15,635円	15,635円	15,635円
発行価額の総額	3,752,400円	3,439,700円	85,367,100円
資本組入額の総額	1,876,200円	1,719,850円	42,683,550円
発行方法	平成27年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年5月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注)3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年12月14日	平成29年 2月 8日	平成29年 4月12日
種類	第9 - 2回新株予約権 (ストック・オプション)	第9 - 3回新株予約権 (ストック・オプション)	第9 - 4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 760株	普通株式 130株	普通株式 70株
発行価格	31,270円 (注) 4	31,270円 (注) 4	31,270円 (注) 4
資本組入額	15,635円	15,635円	15,635円
発行価額の総額	23,765,200円	4,065,100円	2,188,900円
資本組入額の総額	11,882,600円	2,032,550円	1,094,450円
発行方法	平成28年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成29年 5月17日	平成29年 6月30日	平成29年10月27日
種類	第9 - 5回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,520株	普通株式 600株	普通株式 960株
発行価格	31,270円 (注) 4	31,270円 (注) 4	34,000円 (注) 4
資本組入額	15,635円	15,635円	17,000円
発行価額の総額	47,530,400円	18,762,000円	32,640,000円
資本組入額の総額	23,765,200円	9,381,000円	16,320,000円
発行方法	平成28年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年 6月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年10月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

(注) 1 . 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年7月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日付けで、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。なお、平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日付けで、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、下記「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	31,270円	31,270円	31,270円
行使期間	平成29年8月12日から 平成37年8月11日まで	平成29年10月14日から 平成37年10月13日まで	平成27年10月28日から 平成37年10月27日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
譲渡に関する事項	同上	同上	同上

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	31,270円	31,270円	31,270円
行使期間	平成30年3月9日から 平成38年3月8日まで	平成30年10月28日から 平成38年10月27日まで	平成30年12月15日から 平成38年12月14日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
譲渡に関する事項	同上	同上	同上

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	31,270円	31,270円	31,270円
行使期間	平成31年2月9日から 平成39年2月8日まで	平成31年4月13日から 平成39年4月12日まで	平成31年5月18日から 平成39年5月17日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
譲渡に関する事項	同上	同上	同上

項目	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	31,270円	34,000円
行使期間	平成31年7月1日から 平成39年6月30日まで	平成31年10月28日から 平成39年10月27日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
譲渡に関する事項	同上	同上

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 柳正憲 資本金 1,000,424百万円	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	金融機関	15,488	1,270,016,000 (82,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社オプトホールディング 代表取締役 鉢嶺登 資本金 7,835百万円	東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル	広告事業	2,866	235,012,000 (82,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Fidelity Japanese Values PLC	Beech Gate Millfield Lane, Lower Kingswood, Tadworth, Surrey KT20 6RB United Kingdom	投資事業組合	1,394	114,308,000 (82,000)	-
Fidelity Institutional Funds (EPJ (Fidelity Institutional Japan Fund))	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	投資事業組合	1,027	84,214,000 (82,000)	-
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	投資事業組合	932	76,424,000 (82,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Fidelity Funds F/JPA (Fidelity Funds - Japan Aggressive)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	投資事業組合	775	63,550,000 (82,000)	-
Fidelity Funds FF/JSC (Fidelity Funds - Japan Smaller Companies Fund)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	投資事業組合	731	59,942,000 (82,000)	-
Fidelity Funds F/LJA (Fidelity Funds - Japan Advantage)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	投資事業組合	649	53,218,000 (82,000)	-
GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners株式会社 代表取締役 杉山一康	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー	投資事業組合	549	45,018,000 (82,000)	-
Fidelity Investment Funds FJSST (Fidelity Japan Smaller Companies Fund)	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	投資事業組合	408	33,456,000 (82,000)	-
Global Catalyst Partners Japan 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Global Catalyst Venture Management Japan合同会社 代表社員 大澤弘治	東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山ビル西館7階	投資事業組合	104	8,528,000 (82,000)	-

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Fidelity Funds F/JOPP (Fidelity Funds - Japan Opportunities Pool)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L- 1021 Luxembourg	投資事業組合	77	6,314,000 (82,000)	-

(注) 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格」は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権（第6 - 2回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福島 広造 (注) 3	神奈川県横浜市中区	会社員	500	15,635,000 (31,270)	当社従業員

(注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 福島広造は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権（第6 - 3回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福島 広造 (注) 4	神奈川県横浜市中区	会社員	500	15,635,000 (31,270)	当社従業員
泉 雄介 (注) 5	東京都港区	会社員	500	15,635,000 (31,270)	当社従業員
安井 一浩	東京都品川区	会社員	150	4,690,500 (31,270)	当社従業員
宮武 晋也	東京都練馬区	会社員	130	4,065,100 (31,270)	当社従業員
田部 正樹 (注) 6	東京都品川区	会社員	100	3,127,000 (31,270)	当社従業員
西田 真之介	東京都目黒区	会社員	100	3,127,000 (31,270)	当社従業員

(注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）2名、割当株式の総数20株に関する記載は省略しております。

3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

4. 福島広造は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

5. 泉雄介は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

6. 田部正樹は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権（第8回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社電通 代表取締役社長執行役員 山本敏博 資本金 74,609百万円	東京都港区東新橋一丁目 8番1号	広告代理店 業	120	3,752,400 (31,270)	取引先

(注) 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

新株予約権（第6 - 4回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
忽那 幸希	神奈川県横浜市港北区	会社員	50	1,563,500 (31,270)	当社従業員
山本 瑞起	東京都品川区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員

(注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）3名、割当株式の総数30株に関する記載は省略しております。

新株予約権（第9回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田部 正樹	東京都品川区	会社役員	825	25,797,750 (31,270)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
福島 広造 (注) 4	神奈川県横浜市中区	会社員	655	20,481,850 (31,270)	当社従業員
泉 雄介 (注) 5	東京都港区	会社員	570	17,823,900 (31,270)	当社従業員
渡邊 恭平	神奈川県川崎市多摩区	会社員	100	3,127,000 (31,270)	当社従業員
西田 真之介	東京都目黒区	会社員	60	1,876,200 (31,270)	当社従業員
安井 一浩	東京都品川区	会社員	60	1,876,200 (31,270)	当社従業員
加辺 友也	東京都目黒区	会社員	50	1,563,500 (31,270)	当社従業員
伊藤 旦	神奈川県川崎市中原区	会社員	50	1,563,500 (31,270)	当社従業員
宮武 晋也	東京都練馬区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
前川 隆史	東京都目黒区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
原田 芳江	東京都千代田区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
中村 隆俊	東京都世田谷区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
手塚 裕亮	東京都品川区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
仲田 雄也	埼玉県上尾市	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員

- (注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。
2. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）5名、割当株式の総数50株に関する記載は省略しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
4. 福島広造は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。
5. 泉雄介は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権（第9 - 2回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
有澤 高介	東京都世田谷区	会社員	250	7,817,500 (31,270)	当社従業員
リー カナン	東京都品川区	会社員	60	1,876,200 (31,270)	当社従業員
仲田 雄也	埼玉県上尾市	会社員	20	625,400 (31,270)	当社従業員

- (注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権（第9 - 3回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
松原 敦	東京都世田谷区	会社員	50	1,563,500 (31,270)	当社従業員
小川 智史	東京都文京区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
小林 寛武	東京都世田谷区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員

- (注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。
2. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）1名、割当株式の総数10株に関する記載は省略しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権（第9 - 4回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大原 一峰	東京都文京区	会社員	30	938,100 (31,270)	当社従業員
二串 信弘	東京都世田谷区	会社員	20	625,400 (31,270)	当社従業員

- (注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）2名、割当株式の総数20株に関する記載は省略しております。

新株予約権（第9 - 5回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
松本 恭攝	東京都港区	会社役員	1,520	47,530,400 (31,270)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)

(注) 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

新株予約権（第10回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
泉 雄介 (注) 3	東京都港区	会社員	200	6,254,000 (31,270)	当社従業員
宮武 晋也	東京都練馬区	会社員	150	4,690,500 (31,270)	当社従業員
水島 壮太	神奈川県横浜市港北区	会社員	150	4,690,500 (31,270)	当社従業員
仲田 雄也	埼玉県上尾市	会社員	50	1,563,500 (31,270)	当社従業員

(注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 泉雄介は、本書提出日現在において当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権（第11回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
狭間 健志	東京都文京区	会社員	200	6,800,000 (34,000)	当社従業員
手塚 裕亮	東京都品川区	会社員	135	4,590,000 (34,000)	当社従業員
仲田 雄也	埼玉県上尾市	会社員	135	4,590,000 (34,000)	当社従業員
福島 広造	神奈川県横浜市中区	会社役員	120	4,080,000 (34,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
泉 雄介	東京都港区	会社役員	120	4,080,000 (34,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
森 泰彦	東京都杉並区	会社員	120	4,080,000 (34,000)	当社従業員
永見 世央	東京都渋谷区	会社役員	90	3,060,000 (34,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
水島 壮太	神奈川県横浜市港北区	会社員	40	1,360,000 (34,000)	当社従業員

(注) 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月1日を基準日として平成30年2月1日付で当社普通株式1株を100株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

表中に含まれるもの以外の移動の状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者と提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者と提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)円	移動理由
平成29年12月21日				Global Catalyst Partners Japan 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Global Catalyst Venture Management Japan 同会社 代表社員 大澤弘治	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館7階		普通株式 104 B種優先株式 104		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Japanese Values PLC	Beech Gate Millfield Lane, Lower Kingswood, Tadworth, Surrey KT20 6RB United Kingdom		普通株式 1,394 B種優先株式 1,394		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Institutional Funds (EPJ (Fidelity Institutional Japan Fund))	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom		普通株式 1,027 B種優先株式 1,027		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Funds F/JOPP (Fidelity Funds - Japan Opportunities Pool)	2 a, Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg		普通株式 77 B種優先株式 77		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者と提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者と提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)円	移動理由
平成29年12月21日				Fidelity Funds F/JPA (Fidelity Funds - Japan Aggressive)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg		普通株式 775 B種優先株式 775		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Funds F/LJA (Fidelity Funds - Japan Advantage)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg		普通株式 649 B種優先株式 649		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Funds FF/JSC (Fidelity Funds - Japan Smaller Companies Fund)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg		普通株式 731 B種優先株式 731		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成29年12月21日				Fidelity Investment Funds FJSST (Fidelity Japan Smaller Companies Fund)	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Kent TN11 9DZ United Kingdom		普通株式 408 B種優先株式 408		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者と提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者と提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)円	移動理由
平成29年12月21日				GMO VenturePartners 4 投資事業 有限責任 組合 無限責任 組合員 GMO VenturePartners株 式会社 代表取締役 杉山 一康	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー		普通株式 549 B種優先株式 549		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

(注) 1 . 当社は、平成30年1月16日開催の取締役会にて、平成30年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行う旨決議しておりますが、上記「移動株数」は、当該株式分割前の「移動株数」を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
松本 恭攝(注)1、4	東京都港区	5,787,000 (152,000)	21.55 (0.57)
株式会社オプトホールディング(注)4	東京都千代田区四番町6番 東急 番町ビル	4,773,300	17.78
株式会社日本政策投資銀行(注)4	東京都千代田区大手町一丁目9番 6号	2,391,100	8.91
グローバル・ブレイン5号投資事業有限 責任組合(注)4	東京都渋谷区桜丘町10番11号	1,965,300	7.32
WiL Fund I,L.P.(常任代理人 株式会 社WiL)(注)4	102 University Ave., Suite 1A Palo Alto, CA94301, USA	1,793,800	6.68
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業 有限責任組合(注)4	東京都港区北青山二丁目5番1号	1,304,200	4.86
YJ1号投資事業組合(注)4	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,298,700	4.84
永見 世央(注)2	東京都渋谷区	724,000 (574,000)	2.70 (2.14)
株式会社リンクアンドモチベーション (注)4	東京都中央区銀座六丁目10番1 号 GINZA SIX12階	517,200	1.93
AT-I投資事業有限責任組合(注)4	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル3階	517,200	1.93
日本生命保険相互会社(注)4	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号日本生命証券管理部内	475,000	1.77
ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号 日本生命丸の内ビル	450,000	1.68
GMO VenturePartners3投資事業有限責 任組合	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セ ルリアンタワー	388,600	1.45
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都港区東新橋一丁目8番1号	332,300	1.24
利根川 裕太	神奈川県藤沢市	300,000	1.12
梅田 裕真	東京都渋谷区	300,000	1.12
株式会社ミクシィ	東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー	269,900	1.01
ANRI1号投資事業有限責任組合	東京都世田谷区等々力四丁目1番 1号 尾山台駅前ビル4階	259,800	0.97
Fidelity Japanese Values PLC	Beech Gate Millfield Lane, Lower Kingswood, Tadworth, Surrey KT20 6RB United Kingdom	215,300	0.80
福島 広造(注)2	神奈川県横浜市中区	213,000 (177,500)	0.79 (0.66)
Global Catalyst Partners Japan 投資 事業有限責任組合	東京都港区南青山一丁目1番1 号 新青山ビル西館7階	205,600	0.77
田部 正樹(注)2	東京都品川区	205,000 (202,500)	0.76 (0.75)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ANRI 2号投資事業有限責任組合	東京都世田谷区等々力四丁目1番 1号 尾山台駅前ビル4階	172,400	0.64
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂一丁目11番44号	160,000	0.60
Fidelity Institutional Funds EPJ (Fidelity Institutional Japan Fund)	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	158,500	0.59
ヤマトホールディングス株式会社	東京都中央区銀座二丁目16番10号	150,000	0.56
田口 弘	東京都渋谷区	147,500	0.55
泉 雄介(注)2	東京都港区	146,000 (139,000)	0.54 (0.52)
Fidelity Funds F/JPA (Fidelity Funds - Japan Aggressive)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	119,600	0.45
Fidelity Funds FF/JSC(Fidelity Funds - Japan Smaller Companies Fund)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	112,800	0.42
守屋 実(注)5	東京都杉並区	104,000 (30,000)	0.39 (0.11)
Fidelity Funds F/LJA (Fidelity Funds - Japan Advantage)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	100,200	0.37
GMO VenturePartners4 投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セ ルリアンタワー	84,800	0.32
山下 雄太	東京都港区	80,000 (80,000)	0.30 (0.30)
田島 裕也(注)5	東京都大田区	70,000 (70,000)	0.26 (0.26)
Fidelity Investment Funds FJSST (Fidelity Japan Smaller Companies Fund)	Oakhill House 130 Tonbridge Road Hildenborough Tonbridge Kent TN11 9DZ United Kingdom	63,000	0.23
西田 真之介(注)5	東京都目黒区	46,000 (46,000)	0.17 (0.17)
朝倉 祐介(注)2	東京都目黒区	45,000 (45,000)	0.17 (0.17)
古田 英之	東京都武蔵野市	40,000	0.15
宮武 晋也(注)5	東京都練馬区	36,000 (36,000)	0.13 (0.13)
安井 一浩(注)5	東京都品川区	26,000 (26,000)	0.10 (0.10)
ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号 日本生命丸の内ビル	25,000	0.09
有澤 高介(注)5	東京都世田谷区	25,000 (25,000)	0.09 (0.09)
仲田 雄也(注)5	埼玉県上尾市	23,500 (23,500)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
狭間 健志(注)5	東京都文京区	20,000 (20,000)	0.07 (0.07)
水島 壮太(注)5	神奈川県横浜市港北区	19,000 (19,000)	0.07 (0.07)
手塚 裕亮(注)5	東京都品川区	16,500 (16,500)	0.06 (0.06)
電通ストラテジック・パートナーズ株式会社	東京都港区東新橋一丁目8番1号	12,000 (12,000)	0.04 (0.04)
森 泰彦(注)5	東京都杉並区	12,000 (12,000)	0.04 (0.04)
Fidelity Funds F/JOPP (Fidelity Funds - Japan Opportunities Pool)	2 a,Rue Albert Borschette BP2174 L-1021 Luxembourg	11,900	0.04
佐俣 安理	東京都渋谷区	10,000	0.04
吉岡 涉(注)5	神奈川県横浜市港北区	10,000 (10,000)	0.04 (0.04)
森 尚美(注)3	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.04 (0.04)
渡邊 恭平(注)5	神奈川県川崎市多摩区	10,000 (10,000)	0.04 (0.04)
その他(38名)		96,800 (96,800)	0.36 (0.36)
計		26,849,800 (1,832,800)	100.00 (6.83)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(代表取締役以外の当社の取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の監査役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 当社の従業員

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月20日

ラクスル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクスル株式会社の平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクスル株式会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月20日

ラクスル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクスル株式会社の平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクスル株式会社の平成28年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年4月20日

ラクスル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクスル株式会社の平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年11月1日から平成30年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年8月1日から平成30年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ラクスル株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。